

令和5年3月佐川町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和5年3月7日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和5年3月7日 午前9時宣告

開 議 令和5年3月7日 午前9時宣告（第5日）

応招議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	町 民 課 長	山本 壽史
副 町 長	田村 正和	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	梶原枝理子	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産業振興課長	下八川久夫
まちづくり推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	藤本 雅徳
税 務 課 長	真辺 美紀	農業委員会事務局長	吉野 広昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和5年3月佐川町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和5年3月7日 午前9時開議

日程第 1

一 般 質 問

議長（西森勝仁君）

おはようございます。定刻です。

ただいまの出席議員数は 14 人です。

定足数に達していますので直ちに本日の会議を開きます。

ここで、10 番森正彦議員から昨日の一般質問に関し、発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

10 番（森正彦君）

昨日の質問の中で、舟床集落と古畑集落を限界集落とも言えると発言しましたが、不適切であり、削除していただきたいと思います。

議長（西森勝仁君）

以上で、森正彦君の発言を終わります。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

3 番、山本和輝君の発言を許します。

3 番（山本和輝君）

皆さん、おはようございます。3 番、山本和輝です。議長のお許しをいただき、通告に従い 3 点の質問をさせていただきます。

質問内容が重複しておりますので、その質問内容は省略して回答をお願いいたします。また、執行部の皆様には誠意ある御答弁をお願いいたします。

1 点目、人口減少と一次産業について質問をさせていただきます。

まず、佐川町の人口減少は町内だけではなく、高知県全体で去年 7,478 人の人口減少と歯止めのかからない状態になっています。

県内では平成 27 年、令和 3 年まで過去 7 年間で 4 万 4,227 人の減少と、南国市が 4 万 6 千人くらいなので、この 7 年間で南国市の住民が高知県内で減少している現状で、各市町村の課題でもあります。

佐川町の人口ピーク時は 1955 年、昭和 30 年に 1 万 8,785 人。それ以降減少が続き、昭和 60 年には少し人口が増加していましたが、現在は 1 万 2,219 人と減少しています。ピーク時から現在の人口数は約 6,700 人減と約 3 分の 1 の減少となります。

まず、私にとって厳しい取り組みですが、所属の関係の先輩議員の皆さんに報告した上で述べさせていただきます。

私たち佐川町議会としても人口減少に伴い議論してきた議員定数削減やなり手不足、課題も同時に全力で取り組んでいくことが急務で、必ず今期の任期中、実現し、実行できるようにしないといけな

い課題でもあります。人口減少課題は避けてはいけない課題です。

現在、町内 1990 年以降から 65 歳以上の方の人口がゼロ歳から 14 歳までの年少人口が上回っています。現在佐川町は 15 歳から 64 歳、生産年齢と言われますが、町を支えてくれる町民が著しく減少していることが、年少人口の減少している原因が鮮明になっています。人口減少に及ぶ、町に及ぼす影響としては、経済活動の縮小が大きく関係し、製造品出荷額や農業算出額は減少傾向で、町内の経済の減少は雇用を求める若者の県外流出を招き、中山間地域の佐川町の少子化が進み、人口減少に拍車がかかる負の連鎖を招いています。現在では経営が、経営者から雇いたいけど若者がいないと言われるのも現実です。

現在、佐川町の年間出産数は去年は 64 人、月の平均の出産数は 5.3 人です。出産数に歯止めがかからない状態で、現在の佐川町として人口減少の対策は急務であり、また、総合戦略で人口の減少社会に立ち向かうべく施策の連携したサイクルの定着と相乗効果を目指し、地域おこし協力隊の自伐型林業や新規就農者の支援などで一定の効果がありましたが、現在でも町で生まれ育った若者の世代の転出には歯止めがかかっていないのも現状課題です。

その中でも生産者の一次産業の経営状況は近年深刻で、近年のコロナ禍でショウガの価格が下落し、また、ロシア、ウクライナ戦争で飼料価格の高騰や飼料価格の下落で酪農業も厳しい経営状況のなか、ガソリン価格、電気料金高騰に肥料代高騰、米農業の離れなど一次産業が全体が苦しくなったうえに、去年の大雪でハウス栽培のイチゴの大被害、梨畑では棚が雪の重みで腰くらいまで落ちて、現在修繕している生産者が数多くいます。被害が拡大して多岐にわたる生産者から本当に経営が苦しいと声があり、もう経営者も探しも考えない。また現状では継げないっていう声が多く報告があります。

この課題は総合戦略でもありましたが、施策の連携したサイクルにも大きく関わる課題で、農業算出額にも多大な影響を想定されています。今の生活も苦しい生産者は将来の話をする以前の問題で、今をどのようにするか真剣に考える生産者が数多くいます。財源も限りがあると思いますが、近年の状況は想定外のことであり、町独自の至急手厚いバックアップをしないと新規就農者含め生産者の減少に伴い、農業算出額の減少により、農工業、農業離れが今まで以上に加速すると想定されますが、一次産業でも苦しい生産者の支援

を町独自でどのように取り組むかお伺いいたします。

産業振興課長（下八川久夫君）

おはようございます。山本議員の御質問にお答えいたします。昨日の坂本議員の御質問と重複するところがありますので、簡潔に回答させていただきます。

まず、町としまして、新型コロナウイルス感染症の影響や資材高騰などの影響を受けている農業者への支援としましては、3月補正により、畜産農家への支援、施設園芸者への支援、ショウガ農家への支援、この3つの支援策を実施するように考えております。

また、昨年12月に起こりました豪雪災害による施設園芸をされてる方への支援策としましては、園芸用ハウスを整備する県の補助事業を活用する事とあわせて、町の独自補助金を創設し、必要な経費の一部を振興策は2分の1、それ以外の作物は4分の1を支援するという形で町独自で支援することを考えております。以上です。

3番（山本和輝君）

ありがとうございます。町独自の畜産農家の支援、施設園芸の支援、ショウガ農家への支援創設により助かる生産者が多くいます。

農業振興センターのデータでショウガの生産量は高知県内では佐川町は8位と順位的には決して高くはないのですが、町内の生産量で見た場合は、町内主要作物別では1位はショウガ、2位はニラ、3位は梨、4位はイチゴ、5位はお茶、6位はトマト、7位はピーマンと主要作物でも上位の作物のショウガの価格低下、また、イチゴの大被害で生産量も下落予想もされる中で、個人事業者では農業ですが、全国平均65歳以上が約70%。30代から64歳までが29%と産業別でも農業は超高齢化産業で、若者の生産減少が現実です。

酪農者は佐川町では件数は少ないですが、現在、地元ブランドで有名な商品もあり、若者の酪農家もいます。一度、酪農を辞めても新しい酪農を始めると少なくとも数千万の開業資金が必要と聞いています。新規就農者、若者の農業者などが減少しないためにも、現在できる限りの取り組みを最大限でお願いいたします。

そこで、片岡町長にお伺いいたします。町の一次産業離れは人口減少と直接関係してきてます。現在、全国的に県外から移住に力を入れている市町村がほとんどですが、移住促進事業と同等に地元から県外に就職した方々にも帰りやすい佐川町の取り組みを考えてみてはいかがでしょうか。他の市町村より子育てしやすい佐川町とし

て、もっと町外にアピールする取り組み、また、情報発信をし、より多くの方々に周知していただき、住むにあたり同時に一次産業の働く環境を整えていくことが必要と考えますが、片岡町長にお伺い、ごめんなさい、考えをお伺いいたします。

町長（片岡雄司君）

おはようございます。山本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

佐川町にとりまして、一次産業は重要な産業であると認識をしております。特に町内で雇用を確保するとなれば、農業と林業は選肢の1つになります。定住するためには参入しやすい環境を整えるだけではなくて、経営を継続していけることも大切だと考えております。町としまして取り組みを進めている現状を御説明いたします。

まず林業振興につきましては、町が山林所有者と森林整備に管理契約を結びまして、間伐など森林整備の行き届かない山林を一体的に施業できるよう集約しており、県外出身者の地域おこし協力隊卒業生が林業の担い手となり、持続可能な森林管理ができることを目的として、森林整備を進めております。

次に農業振興につきましては、新しい担い手を確保するために町外在住者やUターン希望者などに対しまして就農相談を実施をしております。就農相談を経て研修支援事業、就農、新規就農者への補助金として段階的に関係機関と協力して支援をできるようにしております。また、営農しやすい環境づくりも必要となりますので、市の瀬地区を中心に計画を進めております圃場整備事業につきましても、地域の生産性、利便性を向上させるとともに、新規就農者の、就農者の受け皿にもなるものと考えております。

農業分野では地域おこし協力隊も3名雇用しており、イチゴの協力隊は担い手確保による産地拡大を図るため、佐川いちごの魅力を伝える情報発信や六次産業、六次化の取り組みを。有機農業協力隊は有機農業の実践と有機JASの取り組みを目指した活動を進めており、行政だけではできないことが可能になるのではないかと期待をしております。

そのほか、耕作放棄地対策の新規事業としまして、耕作放棄地再生事業を導入することや、農道、水路などの施設の維持修繕を適切に行っていくことも大切だと考えております。

今後におきましても、財政的な問題もありますので、全ての要望

を 100%実施していくことはなかなか難しいと思っております。実際に一次産業で就労されている方の声を聞きながら、現場のニーズや困りごとなどの情報を収集し、本当に必要とされている政策を見極めて提案、実行していきたいと考えております。

また、要望におきましてはかなり多くきておりますので、順番に実施していきたいと考えております。以上でございます。

3 番（山本和輝君）

ありがとうございます。財政的な問題は本当に大変、大変と思いますが、町民が減少するともちろん財政も減少し、医療費等なども負担率も町民の負担が増すことにもなります。現状の似合う政策、提案、実行してくれることをお願いを申し上げます。

また、支援事業でも継続しなくてもハウスの撤去時、支援金なども対応してくれることなど盛り込んでくれていますので、幅広く町民の皆様にご支援の周知を対応なども迅速にお願いいたします。

続きまして、2つ目の質問をさせていただきます。町内、佐川町内の相続登記について質問をさせていただきます。

まず、この登記に関しては法務局の管轄で、町に対し、町の対策として質問をさせていただきます。

現在、町内では数多くの空き家もありますが、空き家バンク登録数は少なく、課題のある対策であり、道路拡張工事で名義を調べてもたどり着けない山や畑、土地の所有者が過去の名義で方々、多くの方々が所有者不明の不動産が多いのが現状でございます。

不動産を持った方の相続の際に、相続人の手続きが必要ですが、相続登記がありますが、これまで登記をしなくても罰則されませんでした。が、相続登記の義務化が来年 2024 年 4 月 1 日から施行されることになりましたが、相続で不動産所得を知ってから 3 年以内に正当な理由がない限り、名義変更の手続きをしないと 10 万円以下の料金の対象になります。また、住所変更をした場合でも不動産登記が義務化され、これは 2 年以内に正当な理由がなく手続きをしない場合は 5 万円以下の料金の対象になります。

また、その他いろいろと改正施行がされますが、この不動産登記で最も注意しないといけないのが法改正以前に所有している相続登記、住所等の変更登記が済んでいない不動産についても義務化されるため、早く登記変更手続きをしないといけない状況になっています。町内でも不動産登記の義務化を知っている方々は少ないのも事

実です。

平成 30 年、国土交通省の所有者不明土地が発生する大きな原因は、不動産の相続登記がされていないが 66.7%、住所変更がされていないが 32.4%、所有者不明土地は九州の土地の面積を上回る数値で、まだ多いと想定されます。自治体や県、国から見ても公共用地を取得したいが、交渉相手が不明で、災害対応時の工事が必要箇所でも対象土地の権利者が不明など、実際に他の市町村でも現実に行っている中で、現在、町内の不動産登記されている方、また、されていない方、所有者不明が過去の方は町で把握しているのか。また、この相続登記の義務化で所有者は町内や県外に所有している方がいますが、どのように周知していくかお伺いをいたします。

税務課長（真辺美紀君）

おはようございます。山本議員の質問にお答えいたします。

先ほど議員がおっしゃいましたように、令和 6 年の 4 月 1 日から不動産登記法が改正されまして、相続登記の申請が義務化をされます。この法改正によりまして、今後、国や地方自治体が公共用地として土地を取得したり、また災害復旧工事を行ったりするときに、その土地の所有者に容易にたどり着くことができるようになると思われま。

佐川町におきまして、不動産を所有されている方が亡くなられた時に、その相続登記の有無を把握しているかどうかということでございますが、所有権移転等の登記につきましては、法務局のほうへの届出となっておりますので、管轄が法務局になりますので、私たちはその法務局からの通知があつて初めて土地や家屋の台帳を修正しています。ですから、法務局から通知があるまではその内容は把握はできません。

次にこの制度をどのように周知していくかということでございますが、まず、令和 5 年度の固定資産税の納税通知書を 4 月に発送いたします。その際に法務局のほうで作成していただきました相続登記の義務化に関するチラシを同封する予定でございます。他の市町村でもこの方法を同様、同じ様に実施すると伺っております。

また、佐川町では従前より代表相続人の方を決めていただくように御遺族の方をお願いしておりますので、その届出の書類を渡す際に、この相続登記が義務化されたことをお伝えする、説明する予定でございます。以上でございます。

3 番（山本和輝君）

ありがとうございます。全部は、全部とはないとしても、不動産、相続不明、また、相続不明の可能性があると思定されます。いろいろ対応をお願いしたいのですが、法務局の管轄で国の扱いなので、この場では限界もあり質問は控えますが、今回の質問の趣旨は町民の方に不動産登記の義務化を広く周知をしていただき、所有者不明土地等の発生を予防対策の、ごめんなさい、発生予防対策のために質問をさせていただきました。

この相続登記義務化で、法務局の案内には記載されていない部分で、以前の相続で所有している相続登記、住所変更登記も科料に対象になることなど書かれていないので、施行されるまでにあまり時間ありませんので、町の広報等などで周知していただき、法務局とは別の記載で幅広く周知していただき、町として対策をお願いいたします。

続きまして、3つ目の質問をさせていただきます。

町独自の小規模産業推進事業の取り組みについて伺いをいたします。先ほど質問をさせていただきましたが、町内の製造出荷額や農業算出額など低迷は食料高騰と農業者の感じる野菜価格の低下と矛盾を感じる現在、町内の総合生産額に大きく関わることもあり、衰退を少しでも緩和する取り組みとして、一次産業の生産した農林水産物を原料とした六次産業への取り組みや、商工業と連携した新たな加工品の開発。町内でも、町内の農林水産物の付加価値を高く上げる取り組みや、しあわせづくり佐川の新商品開発以外でも、生産者から加工販売等など新たな商品開発や新たな産業の取り組みについて、まず小規模から参入しやすい町の補助事業の取り組みをお願いいたします。

昔は土木で仕事をしながら農業をするといった方々がいましたが、現在は土木事業者の努力で年中仕事ができる環境を整え、農業をしなくても生計が立てられるようになり、農業者の人口も減少になっていることが多くなっています。

まず、土木と農業からではなく、農業と加工と生産した農林水産物を新たに加工品や商品開発に補助をする取り組みを申請することにより、より付加価値をつけることができ、製造品出荷額や農業算出額にもつながることができます。佐川町では食材に大変恵まれた地域でありながら、人口に対して加工産業、製造業が少ないのも現

状です。

県の平成 22 年、少し古いデータですが、1 食料品出荷額、2 農業生産額、1 と 2 を割りました 0.78、これは全国平均 2.92 と全国的に大変大きく下回る食品産業ですが、かわりに全国平均の食品産業があれば、農業生産額からすると高知県内で約 2 千億円の出荷額の可能性があるというデータもあります。

現在、道の駅建設や牧野博士のドラマ化により注目され、観光客も見込まれます。1 度来ていただいた観光客を再度来てもらうためには、地域の新しい魅力づくりと新しい商品も必要であり、そのためにも小規模からの産業化推進事業の補助金の取り組みは必要不可欠であり、町内産業の底上げにして、若者が参入しやすい環境に取り組むことも必要と考えますが、この取り組みについてお伺いをしたいと思います。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。山本議員がおっしゃりますように、観光客に再度来ていただくためには、魅力が必要であり、その一つには食べ物があると思っております。7 月には道の駅もオープンしますので、お土産物だけではなく、お弁当や軽食などの加工品もたくさん出品していただくことがまちの魅力度アップにもなると考えております。

参入しやすい、そういった加工品をちょっとやってみたいという方の補助金をという御質問ですが、議員の御質問いただきまして、再度こちらでもそういった内容を確認をしました。そうしたところですね、個人の施設で食品衛生上で必要となる許可を取る場合には、以前と違ってそのハードルが大変高くなっていると感じております。

例えば、新たにお弁当やお惣菜などの加工をして販売するためには調理場の許可を取るために、生活で使う家庭の台所とは完全に切り離して、専用の調理場を設ける必要があります。その調理場でもさまざまな基準があり、それらを全てクリアしないと施設の許可はおりませんので、相当な改修費用が発生すると考えております。まずは気軽にチャレンジしたいという場合には、既存施設を活用していただくのがいいのではないかと考えているところです。

食品衛生の許可につきましては、地場産センターの加工場や各地区に整備しております集落活動センターの調理場はその基準をクリアしている施設となっております。ちょっと試したいという方は、まずこれらの施設をご利用いただき、その上で本格的にチャレンジ

したいという方には関係機関と協力して活用できる補助事業の紹介やそういった支援というところも行っていければと考えております。

ただ、地場産センターの加工場につきましては、設備が非常に古いうえ、個人が利用するには不向きな調理器具が多いのが現状です。商品開発をしたい町民の方への支援としまして、地場産センターの設備をリニューアルするということについては検討していきたいと考えております。

また、商品開発のソフト面と支援としましては、令和2年度から今年度までの3年間で新商品の商品開発や既存商品のブラッシュアップをする支援事業を行ってきました。この事業の初年度である令和2年度には各地区でワークショップを開催して、そのときに出たアイデアや商談の中で商品化が実現できそうなものについてはその内容に応じた支援を行い、既に販売を開始したり、商品化のめどが出来てきております。そういったことで一定この事業については区切りが出来たのではないかと感じているところです。

ただ、これから連続テレビ小説らんまんの放送の効果や、による観光客の増加や7月にオープンします道の駅などがありますので、これまでの環境とは大きく変わってくると思っております。そういった中で新たに商品開発に挑戦してみたいという町民の方も出てくるのではないかと考えております。内容によっては既存のアドバイザー制度、県が実施しておりますアドバイザー制度なども活用もできますが、前向きな声が多くなれば改めて町独自として商品開発の支援事業などについても考えていきたいと考えております。以上です。

3 番（山本和輝君）

ありがとうございます。農業の収益の低迷の原因としていくつかありますが、当たり前のことですが、最大の原因は、最大の原因の一つは米の買い取り価格の低迷です。この原因は米離れです。お米の消費が下がってくると当然米の価格も下がります。そして、収益が下がった米農家は廃業し、放棄地になり、また、規模縮小したり、また、他の作物への切りかえをします。では、何に切りかえるかといいますと、高収益の高い農産物を栽培します。例えば、トマト、ピーマン、ナス、オクラなど切りかえる農家が続出します。その結果また何が起きるかといいますと、野菜が季節によって暴落しやすくなりました。

この当たり前の現象を踏まえて、人口減少も含めて政策を考えたときですが、県政ではリスク回避で主力栽培以外の他の作物栽培も進める一つの手段ですが、ほかの作物の栽培が過剰に栽培したら値崩れする可能性があります。それなどにも少しでも回避するようにする一つの施策として農林水産物の加工で六次産業も必要だと考えます。町の推進事業の取り組みや道の駅オープンに伴い、町外からの外資の収入にもつながります。また、最大のメリットは土日などにも販売できるようになります。保健所の食品衛生の登録や初期費用も含め、個人で加工品を始めるとハードルが高くなりますが、集落センターの利用により初期費用も安くなり参入しやすくなります。

これからは自治体と六次産業推進は地域に根付く企業であるための地域発展には、中小企業の発展には直接関わってきます。それにより地域発展の責任を負っている自治体が中小企業に対する政策を能動的に行っていくことが求められます。自治体の中小企業政策は地域発展が大きな目的であることを踏まえると、中小企業の地域経済や地域社会への貢献活動を推進してもらう取り組みも必要不可欠でもあると思います。

例えば、宮城県栗原市の場合は自治体内で産業経済部、産業戦略課などをつくっております。去年までも自ら生産した農林水産物を六次産業化への取り組みや、市内の農林水産物の付加価値を高める取り組みなども市の補助金で交付して、地域の発展に取り組んだ施策をしていました。また言いますが、佐川町はおいしい食材がたくさんあり、全国的にも食材豊富であり、付加価値を高める可能性があるので、今後は自治体としても能動的政策の取り組みをお願いいたします。

このたびはこれ以上質問はいたしません、今一度、執行部の皆様も積極的に取り組んでいただけるよう、御検討を実現できるようにお願い申し上げまして、短いですが私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（西森勝仁君）

以上で、3番、山本和輝君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

休憩 午前9時40分

再開 午前9時50分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、8番、下川芳樹君の発言を許します。

8番（下川芳樹君）

8番議員の下川芳樹です。議長のお許しを得て通告に従い、3点の質問をいたします。昨日の質問と重複する内容の答弁は簡潔にお答えいただいて結構でございます。今定例会においても、町政の質を問うものとして、この席から質問させていただきます。執行部の皆様には、誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

質問の前に、昨年末の雪害対応や2月末までのマイナンバーカード交付手続きにおいて、休日や時間外の対応など、ご苦労された皆様に心より感謝を申し上げます。今後とも、町民の皆さんのために、ご活躍されますようお願い申し上げまして、質問に移らせていただきます。

まず初めに、令和5年4月からの新年度予算案についてお尋ねをいたします。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大から3年目、ロシアのウクライナ侵攻から1年目が経過しました。世界的な経済の低迷や価格の上昇、円安やエネルギー問題などのさまざまな要因により、国は想定外の支出が膨らんだことで、国の抱える負債が増大し、今後の地方財政への影響も心配されているところです。

さて、佐川町の令和5年度当初予算案は、一般会計85億7,900万円で過去最大であった、前年度に比べ6.8%、約6億2,400万円の減となっております。減額の大きな要因は、前年度比27.8%減の、普通建設事業費によるところですが、令和6年度以降、新文化拠点の整備などで予算が増額することも想定されることから、中長期的な財政計画が求められる状況であると考えます。健全な財政運営は、自治体にとって重要な行政のかなめです。その核となる新年度予算案に占める地方交付税の割合は29億円で33.8%です。町の歳入の3分の1以上に当たります。国の動向により、地方交付税の減額があれば、地方予算への影響ははかり知れません。今後の財政運営を踏まえて、町は、国や県の財政動向に注視し、将来に向けたビジョンをしっかりと持つ必要があります。

そこで初めに、新年度予算編成に当たり、その柱となる予算方針について、また、財政面における将来ビジョンについて、町の舵取

り役である町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

町長（片岡雄司君）

おはようございます。下川議員の御質問にお答えをさせていただきます。今年度の予算につきましては、前年度に引き続き、非常に厳しい財政運営が強いられる状況ではありますが、教育や子育て支援、観光産業振興など、町民の皆様の生活に密着した必要な施策についてより重点的に予算配分をした内容となっております。

主な事業としましては教育分野におきましては、令和6年度までの2カ年で建設予定の新文化拠点図書館整備、子育て支援としましては、佐川小学校放課後児童クラブ施設の新築整備、令和4年度から実施しております学校給食費及び保育所保育園の副食費の無償化、また、前年度までコロナウイルス感染症対策事業の一つとして実施してまいりました佐川町新生児特別定額給付金事業につきましても引き続き、子育てしやすいまちとして、支援を継続しております。

また、NHK連続テレビ小説らんまんの放映を契機に、観光振興や産業振興、そして、交流人口の増加につなげるため、観光振興策としまして、観光客増を見据えたイベントや町内周遊バスの運行を実施する牧野富太郎博士顕彰事業、観光情報の発信やおもてなし、わんさかわっしょい体験博などの集客イベントを実施する佐川観光協会補助運営費、産業振興としまして、佐川町産品の外商や情報発信の拠点となる道の駅開業に向け、一般財団法人しあわせづくり佐川への運営費の補助金と、指定管理料など、事業に重点的に配分しております。

また、町民の皆様の生活に密着した施策の主要なものとしまして、町内の橋梁トンネル等の長寿命化を図るために、計画的に行う修繕、町道拡幅を行う道路改良を実施する地方道路交付金事業、飲料水供給施設整備補助事業、農業水利施設の維持修繕のための計画策定及び長寿命化工事を行う基盤整備事業、耕作放棄地対策補助事業などにもしっかりと配分させていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

8番（下川芳樹君）

はい。詳しい説明をありがとうございます。前段でも申しました、国、県の動向を注視しながら、今後の財政ビジョンについて、どのようにお考えなのか、総務課長のほうから一言、よろしく願いを申し上げます。

総務課長（片岡和子君）

下川議員の御質問にお答えをさせていただきます。議員も先ほどからおっしゃっておられますように、今後厳しい財政状況が想定されることは間違いないと考えております。そのような中でございますので、特に住民の方の生活であったりとか、身近なところの、に対応できるような予算の方は、しっかりと、組んでいきたいと思っております。

どこに重点配備をするかって言うところになってくると思いますので、限りある財源をもとにいたしまして、財源でも国費であったり県費であったり、いただけるところはしっかりと申請などをしていただくようにいたしまして、限りある財源のほうを、住民の方のために有効に使っていく、そういったことを、今後、より執行部一丸となって考えていく必要があると考えております。以上でございます。

8 番（下川芳樹君）

はい。限りある財源で、住民に本当に必要なもの、そういうつながっていけるものに対してしっかり目を向けて、そこを大事にしながら進めていくというふうな、お答えでした。

それでは次に、牧野博士をモデルにした、NHKの朝ドラらんまんの4月放送開始を踏まえ、町長が先ほど申されましたような、町の観光産業振興について、私のほうからは、町の将来を大きく影響する人口減少対策について、少し踏み込んでお尋ねをいたします。

初めに、町の観光振興における事業内容についてお聞きをいたします。

本年4月から待ちに待ったらんまんの放送開始、7月にはまきのさんの道の駅佐川のオープン。県内で初めての佐川木のおもちゃ美術館も年末までには完成する予定となっております。令和5年度は、朝ドラ効果もあり、たくさんの交流人口が見込まれますが、そのときだけの一過性のにぎわいで終わってはなりません。私はこれまで佐川町が進めてきた観光振興の道のりについて、次のように考えています。

道の駅の建設が進み、上町周辺のインフラ整備が形をなした状況で牧野博士をモデルとした朝ドラ放送が始まる令和5年度こそが、この道のりの折り返し地点であるとの考えです。これまでの取り組みが実を結び、たくさんのお客様を迎える好機に恵まれた、このこ

とに喜びを感じつつ、道のりの折り返し地点以降においても、引き続き多くの観光客の皆さんに来町していただければなりません。そこで、これまで行政への意見として申し上げてきたことを少し整理させていただくため、次の4つの内容について、お聞きいたします。さきに申し上げました、インフラ整備など、大きなピースはすでに生まれつつありますが、個々のピースの隙間や、将来の観光振興へとつながる内容であります。すでに検討が進んでいる内容もあるとは思いますが、現状確認のため、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、上町駅への鉄道部品展示についての質問でございます。昨年6月、9種類の鉄道部品を、町民の愛好家の方より展示して欲しいという要望がございました。佐川町と国鉄の歴史につながるストーリーが生まれる素晴らしい鉄道部品であるというふうに感じております。日本唯一の四輪木造二等客車との相乗効果、牧野博士も東京へ上京される折、利用された国鉄。佐川町は、明治の時代から、国鉄と多くの関係もあり、今後の観光資源として有効に活用できる展示になるのではないかと、このように思っております。その後の取り組みについて、その内容をお聞かせいただきたいと思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それでは、下川議員の御質問にお答えさせていただきます。先ほど議員のほうからもお話がありましたように、鉄道のこうしたコレクション、これを上町駅のほうに展示してみてもどうかというお話をいただいております。

これ列車の行き先を示しますホーロー看板など、鉄道に関する本当貴重なコレクションというふうに認識をしております。上町へのこの展示につきましてはこの所有者の方も含めまして、観光協会の職員ともこの協議のほう行ってまいりました。ただ上町駅への展示となりますと、展示をするためのスペースや、貴重な品ですので管理方法など、慎重に考えていく必要があります。現在のところ、上町駅のほうに展示をするという結論には至っておりません。

ただ、令和6年3月には国鉄から始まりまして、その佐川駅から須崎駅、この間の開通100周年、これを迎えるようになっておりますので、こうしたこの機にですね、この貴重な品を多くの方に見ていただくなど、含めましてよりよい方法をですね検討を引き続き行

っていききたいというふうに考えております。以上です。

8 番（下川芳樹君）

はい。検討させていただいているということで、なるべく、展示が図られて、らんまん以降もですね、多くの観光客を呼んでいけるような材料になればいいかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

続いてですね、上町周辺の交通安全対策でございます。旧国道が、町なかをずっと迂回して、バイパスへ柳瀬でまたつながって、戻るわけですが、特に上町周辺、その旧国道につながる町なかから合流する地点でございます。地元の皆さんは、交通事情がよくわかっておられるので、どちらが主の道路で、ここは危ないから止まらなければならないというふうなことが十分ご理解いただけるわけなんです。今後、多くの観光客、そういう皆さんがおいでたときに、その安全対策として、ぜひですね、合流地点、脇道からの合流地点についての安全対策をしっかりと図っていただきたいと、このように考えておりますが、いかがでしょう。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。下川議員がおっしゃられますところに、場所につきましては、上町から旧国道へ出て行く箇所につきましては4カ所ございます。そのうちの西森電器前、それから郵便局前、それから以前の三宮の本屋がありましたそのポイントにつきましては、一時停止の道路標識がございます。以前、止まれの標識も道路に印字をしておりましたが、こちらの方が非常に見にくい状況となっておりました。今回ですね県の補助事業のほうもいただきまして、この道路の補修工事、これに合わせまして、止まれの表示のほうもですね、見やすい状況に少し大きく、はっきりとわかりやすいような状況にしております。

それと、現在、旧野口跡の駐車場にしておりますところにつきましては、道路交通法上の一時停止の表示が現在ないところですので、なかなかここに道路表示をすることができないというところでございますので現在、佐川警察署のほうに、ここにこうした表示ができないかというところで、依頼のほう、今している状況でございます。以上です。

8 番（下川芳樹君）

はい。4カ所の合流地点3カ所についてはすでに改修が進んでい

るということで、安全対策が図られているということの確認ができましたし、野口前については、警察との話し合いが今進んでいるというふうな状況だと、確認ができました。

それではですね、次に、ＪＲ駅舎の関係について、お伺いをいたします。これは４月に、４月じゃない、昨年の１２月定例会において私のほうからも申し上げました。国鉄がＪＲ四国に移行してですね、なかなかその経営が厳しいと。厳しい状況の中でＪＲの駅舎、この駅舎について、建て替えが進んでいると。本年２月２日付のですね朝日新聞の記事には、四国管内のさまざまな状況について報告がされております。四国各地で地域の顔として、歴史を刻んできた木造の鉄道駅舎が次々と取り壊され、アルミ製の簡素な施設へと姿を変えている。赤字が続くＪＲ四国がコスト削減策として進めており、すでに１３駅が建て替えられ、さらに６１駅について自治体と協議中だというふうな内容でございます。

それで、ＪＲ四国の最大のねらいというのはですね、固定費の削減、ＪＲ四国工事課によると、老朽化した木造駅舎を維持した場合、修繕費が数十万から数百万円、定期検査に毎年１０万円ほどかかる。さらに、耐震化すれば１千万円以上が必要と。簡素化により、これらのコスト削減が期待できると、このような考えでございます。

ＪＲ四国は自治体が駅舎の無償譲渡を受け、自ら改修するという方法もあるということで提案をされておりました、このＪＲ四国内、高知県の土讃線西佐川駅、斗賀野駅、この木造駅は１６年度、２０１６年度、ＪＲ四国から地元の佐川町に無償譲渡され、佐川町の予算で今それぞれの役割を果たしていると。

それとあと一つ、隣の日高村の駅舎についてもですね、２０２２年１０月に村がこの駅舎守ろうというふうなことでの取り組みが進んでおります。地域のほうからもですね、加茂の駅、何とか残して欲しいというふうなことで、要望書も上がっております。このような状況の中で、町としてですね、しっかりとＪＲとの話し合いを進めていただきたい。

前日の御質問の中にも出ておりました。今年の１月２０日から２月の２８日まで、加茂地区でバイカオウレン祭りを行いまして、３、３００人あまりの皆さんが来町をされております。この間ですね、その駅舎に併設されたトイレ、このトイレについても、本年度予算でしっかり整備をしていただけるというお話でございましたが、まだＪＲ

との調整がなかなかつかないというふうなことで、完了されておられません。

2月の28日で、基本的に花まつりのほうが終了いたしまして、土曜、日曜については、集落活動センター閉鎖しております。その間にもですね、たくさんの方がまだこられておまして、何とかそのトイレを使わせてもらえないだろうかというふうなお話もありましたが、もう管理する側のほうからすればですね、なかなか、その皆さんに合わせて開場ができないというふうなことで、ご迷惑をおかけした状況でございます。

何とかですね、その駅舎の存続と駅周辺の整備、また、早期のトイレの開設についてもですね、ＪＲ、しっかりご理解をいただけないだろうかというふうに思います。もうすでにバイカオウレンの花祭り時にはですね、ＪＲの観光ツアーですよ、それが２組、加茂のほうへ来られまして、ＪＲを利用して駅で降り、そこからバスを活用して佐川町周辺を周遊するという、まさにこの前提言した通りでございます。ＪＲと地域の自治体が一緒に手を組んで、観光振興すれば、ＪＲ自身もですね収益を上げることが可能になるのに、な——んでこういうこと聞かんのかなというふうに、こんなこと言われんかもしれません。安全対策の面でなかなか難しいこともあるかとございますが、思います、ぜひですねそういう観光につながったり、佐川町の収益につながるような部分については、ＪＲの御理解をいただきながら、積極的に進めていただきたいと、このように思いますがいかがでしょうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。ＪＲの加茂駅の改修の件についてですがこれＪＲからの正式なお話ではないですが、トイレ改修の話を進める中で、加茂駅と同等規模の駅舎につきましては今後四国内で整備、改修の計画を順次行っていくと。その中で、そうした候補、改修の候補の一つとなった場合には、またそれぞれ自治体のほうにご説明に上がりますということでしたので、そうした段階でですねまた地元のほうとも、協議をしながらどうしたような状態にしていくながこの地区にとってもまたいいのかというところは、また地域の方と協議を進めながら進めさせていただきたいというふうに考えております。

それとトイレの件につきましては、以前松浦議員からの御質問も

ありましたが、これ今年度予算でやるようにしておりましてもう早い段階からトイレ改修の協議のほうには進めていったところなんです、まずはその便槽のほうがですねこれが実は傷んでおりまして、調査、改修、それからＪＲの中のほうでも、その改修方法について、それでいいものかどうなのかという協議、こういったものが、に時間を要していたものだったと。

それから、その改修に伴いまして補正の予算のほうも計上させていただきまして、今度ですね工事をするにあたりましては電気設備工事、これが町側がやる工事とＪＲ側が行う工事、その部分の選定でありますとか、またそれに伴いましてＪＲ内の協議、ちょっとそういったところが想定外に時間を要しておりまして、現在工事をするに当たりましての近接工事、安全管理の協議なんですこういったものも順次進んでいきましたので、３月末までには完了するような形で工事のほうは進めていくというふうに考えております。以上でございます。

８番（下川芳樹君）

はい。トイレのほうは協議をされつつ、３月末までということですのでよろしくお願いしたいと思いますし、次年度以降ですね、ＪＲとの協議についても双方が本当にウインウインになるような形での話し合いが進めばよいかというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

次にですね、観光協会、観光に従事する職員の皆さん、例えば道の駅とか、しあわせづくり佐川とか、そういう職員の皆さんに、の、賃金についてちょっとお話を伺いたいというふうに思います。

皆さんご存知のように物価もものすごい上昇している状況の中で、基本的な賃金がどんどんどんどん目減りをしていると。今後ですね今、大手の大企業のほうはどんどん賃金をベースアップしていくというふうな方向性も示されていますが、中小についてはなかなか厳しいであろうと、佐川町なんかは特に行政の賃金そのまま地域の賃金にこう反映されていくという傾向が、以前からございました。旗を振っていけるとすれば、行政になろうと思います。行政が上がれば、地域の農協が上がり、商工会が上がり、周辺の商店街が上がり、ていうふうな感じの賃金連動が進んできたという歴史もございます。

ぜひ今後の観光振興を図っていく上で、心が折れないような形で

ですね、やる気が出るような形で、ぜひ賃金についても御検討いただけたらなというふうに考えております。将来的なことについては、なかなかその経営もある、あろうし、さまざまな要因もあろうと思いますが、お考えの一旦でもよろしいですので、お聞かせいただきたいと思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。現在、佐川観光協会のほうには、情報発信や自主事業などのイベントの実施に加えまして、牧野公園や上町駅、旧浜口家住宅、名教館、佐川文庫庫舎など、上町地区周辺の多くの所有の施設、こちらのほうの指定管理のほうを担っていただいております。

現在職員のほうにつきましては正職員といたしまして事務局長1名と、他2名の正職員のものがおります。この3名に関しましては観光協会の規定に基づきまして、給料といいますか、調べているところですが、事務局長につきましては固定額というふうになっております。他2名の職員につきましては、町の給与体系に沿った準じた形での、給与という形で行っております。

それと、今年度からですね、もう徐々に観光客の方も増えてきております。先日もお答えいたしましたように上町、草花ガイド、こちらのほうですね、牧野公園のほうで行っていきますので、こちらに対する人件費、それから旧浜口家住宅、それから上町駅のほうへも、多くのお客様が来られますので、こちらのほうへも2名相当のですね、賃金のほうを増額して予算のほうを計上させていただいております。

多くの方がですね旧浜口家住宅等スタッフとしておりますが、こちらにつきましては、役場の会計年度相当のですね、賃金体系に基づきまして、観光協会のほうから賃金のほうをお支払いしているというような状況で進めさせていただいております。以上です。

8番（下川芳樹君）

しあわせづくり佐川のほうは副町長、いかがでしょうか。

副町長（田村正和君）

下川議員の御質問にお答えをします。先ほどと同様しあわせづくり佐川の賃金体系人件費についてということでございます。財団のほうはですね基本的な職員の賃金体系については役場に準じてお支払いをしております。

臨時さんについては、会計年度任用職員同様ということでやっておりますが、財団法人が一番大きな目的であります収益事業もございます。長期的な経営計画のもとにですね、令和5年度についても、収支計画を立ててしっかり運営したいと考えておりますので、収益事業経営計画に基づいて、しっかりと人件費については、今後、基本的には役場に準じてお支払いするということになりますけども、経営ができるような体系で、お支払いをしたいと考えております。以上です。

8 番（下川芳樹君）

はい。役場に準じてというふうな部分が大変多かったと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは次に町の産業振興と、町の将来を大きく左右する人口減少対策、特に移住定住促進についてお尋ねをいたします。

予算における基本的な考え方は、収支のバランスです。行政予算においては、収益を省みず住民福祉の向上のために支出する予算があります。その一方で、収益を生み出すための予算もあります。地場産業の育成については、観光とともに連携して進めなければならない、収入面での障壁です。せっかく観光客が訪れても、お金を使ってもらう商品がなければ、町の収益は上がりません。これまで取り組んできた多くの事業が実を結び、商品化されて、町民の皆さんが経済的に豊かになってこそ、予算面での費用対効果が生まれ、町の税収アップや定住、移住促進へとつながり、人口減少の歯止めとなります。

これまで道の駅オープンに向けて、ブラッシュアップ事業に取り組み、商品開発や農産物の集約にも努められているところですが、経済効果を生み、定住、移住促進につながるまでには、少なからず時間を要するように思われます。そこで、短期的にこれらの課題を解決するために、佐川町の移住促進に大きく貢献している地域おこし協力隊の、経済的な自立を促す取り組みが重要です。

さきの12月定例会でも質問させていただきました、自伐型林業では、収益性の高い、山林面積に見合った募集制限があり、これからの隊員拡大のためには収益性の高い山林の確保、もしくはそれ以外の経済的な基盤となる収入減が必要です。収入減が確保されることにより、移住定住が促進されます。この問題は、自伐型林業に限らず、それ以外の地域おこし協力隊の皆さんにも該当いたします。

県は、新年度予算において、皆伐後の再造林が進まない現状解決のため、山林所有者の負担軽減を目的とした、補助事業を進めるとの報道がありました。県政浮揚へのグリーン化を重点化する濱田知事は、皆伐された山林は二酸化炭素吸収量の低下につながるとして、令和5年度より再造林推進プランを策定して、再造林の促進に本腰を入れるとのことでした。佐川町においても、すぐに収益に、収益にはつながらないが、社会に支援される造林整備森林整備、木材を生かした収益を生む地場産品の開発など、収支予算にメリハリをつけて考えていくべきだと思います。収支の考え方がうまくマッチングすれば、地域おこし協力隊の皆さんによる移住促進がより図られ、人口減少問題にも、解決の糸口が見えてきます。

人のいない町や地域には、未来が見えません。地域おこし協力隊制度の活用は、最も簡単に人口減少を食い止める近道だと考えます。新年度予算案においては、おいて、町は24名の地域おこし協力隊員を予定されていますが、これらの内容を、考察されているのか、今後において、どのように判断されているのか、ご答弁をお願いいたします。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは下川議員の御質問にお答えいたします。地域おこし協力隊制度につきましては、議員がおっしゃられますように、任期満了後の、任期満了の3年後に定住できる見通しがある上で雇用することで、定住率は大きく上がると思っております。

自伐型林業につきましては、令和5年度は募集しておりませんが、森林の確保の状況や整備に必要な人員の見直しなどをして、再度募集については検討していきたいというところで考えております。また、産業振興課として所管する業務については、林業に限らず、地域おこし協力隊の制度は活用しやすい業務も、産業も多くあると考えております。令和4年度からは、道の駅に関する情報発信と商品開発で2名、有機農業で2名を雇用しております。現在もおもちゃ美術館で1名の募集をしているところです。

他の自治体でも、事業承継やその他いろいろな活動でまちづくりを初め、商店街の活性化、商品開発含めて雇用をしている実績がありますので、町としての必要性を見極めた上で、積極的なこの制度の活用は考えていきたいと思っております。以上です。

8番（下川芳樹君）

はい。ありがとうございます。昨日、松浦議員からも提案がございました少子化対策について、それから、本日は山本議員のほうからも、人口減少に関する提言がございました。町の人口が減少していくというふうなことは、やっぱり活力を失って、経済的な力も失い、元気、明るさというものがどんどんどんどん減っていく。こういう状況何とか防いでいくために、それぞれの自治体がどのような方策をとっていくか、方法はたくさんあるかと思います。いくつか上手に組み合わせさせて、本来の目的に向かってのまちづくりが進んでいくというふうに考えております。

私のほうから申し上げた、地域おこし協力隊の皆さんを、移住定住につなげていくという方法も一つでありますし、子育て支援であったりとか、今、町のほうで町長が積極的に行っておられる、本当に次世代がこう誕生していくっていう取り組みも一つであります。また産業の中で、多くの皆さんに定住をしていただく、地元に残って、積極的な経済活動、地域活動に励んでいただく、これも素晴らしいことだと思います。

ぜひ今後の将来を見据えたときに、今回の観光っていうものを一つの視点だけでとらえずに、多くの視点をつなげていけるような考え方の中で、人口減少問題もあわせて考えていただきたいと、このように考えております。

それでは、2番目の質問です。現時点で実施もしくは予定をしている農業支援策と、雪害対応についてお尋ねをいたします。この質問内容については、昨日坂本議員より、また先ほど山本議員よりございましたので、少し内容を整理してポイントだけの、質問とさせていただきます。

初めに、新型コロナ、コロナ、またウクライナ情勢等の影響による農業支援で本年3月議会までに確定している支援策についてお尋ねをいたします。

町は、国や県の補助事業を活用した支援策を実施していますが、制度の届かない零細農家への町単独による支援についてはいかがでしょうか。昨年9月定例会での質問に、現在の支援策ですべての農業者に支援できるものではないと認識している。現在の状況が継続するなら、国、県の対応を注視し、必要な施策を考えていくとの答弁をいただきました。

越知町の産業課においては、昨年10月1日から12月28日までの

期間、越知町農業用肥料等高騰対策給付金を支給するなど、手厚い支援策を実施したと伺っております。これまで制度の届かなかった小規模零細農家に対する佐川町の単独支援策は、その後どのように判断し、どのように結論を出されて、今日に至っているのか、詳細をお聞かせください。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。まず、越知町が実施した肥料の支援策については、町、佐川町としては実施はしておりません。この判断につきましては、国の政策の中で一定の支援があるというところで、それに重複しない支援策をしたいというところで、事業を実施してきました。

その事業について実績を御説明させていただきますと、まずは、佐川町農業経営継続支援金、これにつきましては、令和元年から令和3年までのいずれかの農業収入が400万円を超える方、農業をしっかりと経営されている農業、農業収入の売り上げですので、農業されている方の支援としまして、段階的に5万円、10万円、15万円を支給しました。また、施設園芸を千平米以上している方に対しましては、2万円を加算しております。実績としましては、合計で82件、798万円の支給をしております。

続きまして、佐川町集落営農組織等支援金です。これは、基幹産業の一つである農業の持続性の確保及び農地保全に資する、水稻栽培を初めとする営農の継続を支援するために、集落営農組織をはじめ、地域で農地を農地の保全に取り組む組織に対して、支援金を支給しました。対象組織としましては、集落営農組織、多面的交付、多面交付金対象組織、中山間交付金対象組織となっております。支給額につきましては、10アール当たり、千円ということで、町内24組織に対しまして、401万5千円の支給をしております。一部エリアの重複がありますが、400、401.5ヘクタール分の農地維持に対して支給をしたという形になっております。

最後に、佐川町農業共済収入保険加入促進支援事業補助金です。これにつきましては、12月にあった、豪雪などの自然災害や、今ショウガ農家の方が直面しております市場価格の低下など、農業者の経営努力だけでは避けることのできない、さまざまなリスクによる収入減を保証する収入保険への加入促進をさせるために、保険料の一部を支援したものです。補助率としましては、保険料の掛け捨て

分に対して、2分の1、上限を10万円として実施してきました。実績としましては、33件で200万5千円を支給しております。なおこの事業につきましては、令和5年度も継続して支援することとしております。補助率については、令和4年度の半分で、保険料の掛け捨て分の4分の1、上限5万円として予算を計上しているところで

す。
で、そのほかのところにつきましては、現状まだできてないところが、今後の支援というところがございしますが、状況を見ながらちよっと判断をしていきたいというところで考えております以上です。

8 番（下川芳樹君）

いくつも、事業について御説明をいただきました。ただ、先ほどご説明いただいた内容については、農業収入であつたりとか、それから経営規模であつたりとか、それから、組織の対象である補助事業であつたりとか、共済加入であつたりとかっていうことで制限がかかっております。で、私が申し上げているのは、そういう制限の枠にとらわれ、制限の枠に入らない本当に小規模な農家の皆さんについての支援でございしますが、最後に課長からおっしゃっていただいた、まだ検討中であるというのがそこに値する部分に、なりますか。

産業振興課長（下八川久夫君）

資材の高騰でいきますと、肥料の高騰などは農業者全員の方に対して経営を圧迫している要因の一つであると考えております。この肥料の高騰に対しましては、この春作までについて、国のほうが制度の中で支援をするという形になっております。町としましては、そういった国の施策、それから今後、国、県がどのような政策を出すのかというところを状況を見て、また近隣の状況も、状況も注視してですね、どういった政策がいいのかというところは判断したいというところで考えております。

なおまた、今後、国、県の動向はしっかり確認した上で、どこ、農業者としてどこまでの方を支援していくかというところも含めて判断はしたいというところで考えております。以上です。

8 番（下川芳樹君）

はい。国の県の動向っていうところは非常に重要な観点であろうかと思いますが、佐川町の農業者の方でございまして、全国の農業者の平均であつたりとか、県内の農業者の平均であつたりとか、そ

ういうことではなく、現実佐川町で農業を営んでいる方の声っていうものを、重要にさせていただいてですね、国、県に横並びではなくって、佐川町民のために、この佐川町役場存在するわけですので、ぜひ、小さい規模で頑張っておられる農家の皆さんにも目を向けて意見を聞いてですね、十分に検討していただきたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

それでは次に、昨年12月23日の大雪による雪害についてお尋ねをいたします。佐川町では、雪害による農業被害が2億1,785万円に上り、その復旧に補正予算が計上されております。これらの内容については、今議会同様の質問により了解をいたしました。

その件以外で、その件以外の雪害で、屋根の雨どいの被害が多数出ております。一般住宅の被害も多く聞かれる中で、各自治会が管理する公民館においても被害が出ているというふうに聞き及んでおります。一般住宅と異なり、十分な保険に加入されていない公民館については、自治会の会計での修理となり、経済的な負担が心配されます。そこでその負担軽減を支援できないものかというところの質問でございます。よろしく願いをいたします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。公民館の雨どいなどが雪害により被害を受けておられるということで、議員もおっしゃられました通り、自然災害によるものは、保険をかけておいていただいてそちらの保険をご利用いただくようなことになるんじゃないかなという考えはありましたけれども、多くの自治会のほうでは、自然災害に対する保険のほうに加入されてなかったと考えます。ですので、保険を使えませんので、自治会の修理費用についての負担も大きいことかと、想定はできて、できます。

こういったことを踏まえまして、町の中で検討させていただきました結果、現在、公民館の整備等に関する費用に対しまして、一定の補助金を交付しております佐川町集落整備事業費補助金、こちらの方を活用していただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。以上です。

8番（下川芳樹君）

はい、ありがとうございます。そういう形でご支援をいただけるということは大変ありがたく嬉しいことでございます。

現実、もう12月の雪害からですね、1カ月、2カ月あまりがもう

すでに経過をしております。なかなかですね、本人のご自宅でも、気がつかない雨が降って、どんどんどんこう水漏れがしまして初めてあれ壊れてるじゃんっていうふうなことで、気づかない点もございますので、ぜひですね、情報共有ということで、補助の平等性ということもございますので、他の自治会の皆さんにもですね、お伝えをいただければよろしいかなというふうに思いますので、そこをお願いしましてここで、この質問は終わります。

それではですね次に、国道、県道以外の幹線道路の除雪についてお尋ねをいたします。

町内での積雪は50センチを超えるほどの量で、12月24日から年末にかけての除雪作業は大変でございました。この間、消防団や地域の自治会、自主防災組織の皆さんを初め、町職員の皆さんには大変お世話になりました。住宅が密集、住宅が密集し、多くの住民がかかわれる幹線道路では、共同しての除雪に、除雪作業により短期間で通行が可能となりました。しかし、関係する住民が少なく、除雪距離の長い町道においては、通行可能となるまでに随分時間がかかりました。高齢者世帯や障害のある方などは、除雪作業もままなりません。住民の生活道路として、安全に日常が過ごせるありがたさをつくづく感じる事ができた、雪害でもございました。

さてこの雪害を教訓として、速やかに日常生活が営めるように、どのような道路管理を、除雪作業を行うべきか考えてみました。

まず、公共の力で行うもの、それから地域、いろいろな組織との協働の力で行うもの、個人の力で行うものに内容を分類し、計画した内容をみんなで共有する必要があります。もちろん、除雪の重要性や除雪機材の確保など、行政が考え、関係事業者との協力体制を構築する必要もございます。また、協働の力を発揮するための啓蒙啓発も重要です。地域の拠点を活用した議論を進め、福祉や地域づくりの観点から取り組みを進めていくべきだと思います。

台風や大雨、地震災害と同じように、日ごろから検討すること、検討するようにしてみたいかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

建設課長（藤本雅徳君）

下川議員のご質問にお答えします。私のほうは特に道路管理建設課のほうになりますので、そちらのほうのご回答を中心ということをお願いしたいんですが、議員もおっしゃられるように町内では

50センチを超えるような大雪で、もう本当にまさしく災害、国道を初めとする町道、町内の道路交通網が完全に麻痺したというてもえいぐらいの災害になりまして、住民の皆さんにも大変ご不便やご迷惑をおかけして、本当に心苦しい思いを持っております。

建設課のほうも休日ではあったんですけど、課員の職員の人を始め、他の他課の職員の人にも参集してもらいまして、建設業者への除雪の依頼であるとか塩化カルシウムの配布、また、道路へ倒木があったりしたものの撤去など、災害対応に当たったんですけど、あれほど積雪量があった雪の経験もなかったこともありまして、住民の皆さんの望まれるような本当に素早い迅速な除雪作業ができず、御不便をかけ、おかけしていることは本当に承知をしております。

で、建設課のほうとしましても道路をしっかり管理していかないかん。この道路管理者の観点に立ちまして、反省を今後に生かそうじゃないかというところがあったので、年末から実際に町道の除雪をした場所であったりとか、それからこういうところも本当は必要やったよねっていうようなことを地図上に落としまして、それをまず、皆で話をして、できれば3月末までに、人事異動もありますので経験をしたものがおるうちに共有してそれを資料としてまとめておこうというような作業を行っております。

あくまでも道路管理者ということの視点でありますので、町内の生活、生活道である町道、これ家の前まで結構どういいますか、毛細血管のようになっておりますので、なかなか今回これを決めたとしても行き当たらんところはあります。

で、これはちょっと私見的な話、私の個人の今までの経験、行政の経験からということにもなろうかと思いますが、危機管理対策室におった防災担当のころに、今も続いてやってると思いますが、防災まちづくりサロンをとということで地域のほうに、自主防の方の代表の方にもお世話になって、地震の時に、地震の時とか風水害の時、お一人お一人の命を守ってもらわないかんので、ちょっと気づきをしていただくような取り組みも行っておりました。また今も継続して、総務課のほうで続けていっていただけてると思いますが、例えばそういったときに、大雪、なかなかあんな大雪たびたびあつては困るんですけども、ああいった大雪のときに、例えば、あそのところってあの道って凍ったら危ないよね、じゃあ、もし雪が降って凍っちゃう場合は、その地域の誰それさん誰それさん、一緒

になって雪かきをしようね、何かいったああいうふうなことを決めてもらう、あらかじめ決めてもらうっていうことも一つの取り組みになっていくのではなかろうかと思いたすのでまた、その点につきましては、総務課のほうともお話を、していきたいというふうにも考えております。以上です。

8 番（下川芳樹君）

はい。なかなか前向きなお答えをいただきました。本当に年末はご苦勞様でございました。もうすでにそういう除雪作業箇所について記憶のあるうちに地図にマーキングしていく、そういう作業を検討されていると、もう大変すばらしいというふうに思いたす。

先ほど建設課長のほうが申されたように、防災の観点から、防災サロンであつたりとか、地域の自主防組織の中で一つの課題として考えていくということは大変重要であらうと思いたす。また福祉面でも、障害を持たれた方であつたり、ご高齢であつたり、そのような皆様が、直接日々の生活が過ごせない環境をどういうふうに継続して暮らしていけるのか、こういうところにも一つ課題があらうかと思いたす。将来的にですね、たびたびあつては大変なんです、本当に今回の教訓を生かしてですね、将来に向けて、その準備をしっかり整えていただきますよう、お願いをいたしまして、この質問は終わりたいと思いたす。

それでは3番目の質問です。令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の対応についてお尋ねをいたします。この質問についても、昨日、橋元議員からございましたので、健康福祉課、教育委員会、高北病院、それぞれの考え方を簡潔にお答えいただいて結構でございます。

まず、健康福祉課のほうから、2類から5類への引き下げによって、これまで行われてきた新型コロナウイルス、対応策でのワクチンの接種、高齢者介護施設の状況、保育、保育所、保育園、などの対応、このような内容について、本当に昨日伺いましたので、簡潔にお答えいただいて結構ですのでよろしくお願ひいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

下川議員のご質問にお答えをさせていただきます。まずワクチンのことでございますけれどもこれは行政報告の中でも、町長のほうが報告をいたしましたけれども、新年度、今はですねオミクロン対応のワクチンを大体の方が希望される方が、接種をしている状況と

ということですが、それ以降、新年度どうするかということについては、国のほうで今議論がされております。

で、今、大方のことが大体わかってはきておりますが、一つは高齢者それから基礎疾患がある方、あるいは医療従事者等、そういった感染リスクが高い方、こういった方々については、夏、春、夏、これにですね1回接種が打てるような体制を整えていくという、それから、それ以外の一般の方を含めて高齢者の方も含めてなんですが、秋冬に1回を持てるような体制を国として整えていくということで、つまりは、高齢者等の基礎疾患がある等の方については、令和5年度は年2回打てるような体制、その方について、それ以外の方については、秋冬に1回ということで今議論が整理をされているというふうに聞いてます。

まだ正式にですねどういうふうな形で接種を国としてするかと。

いうことはまだ結論は出ていないですけどもおそらく近々にはですね出てくるということと、あと全額公費負担というものは令和5年は引き続きやるということでございます。それを計画を待ってですね佐川町のほうも接種体制を整えていきたいと考えております。

それからこの5類に移行するに当たりまして各施設の対応というところですが、健康福祉課につきましては介護の関係とあと児童福祉の関係で保育所の関係があると思いますのでこの2点だけお伝えをさせていただきたいと思います。

介護事業者の体制、運営体制どうなるかということについては、昨日、橋元議員の御質問の中でですね、お話をさせていただきました。基本的には、この施設、高齢者が集まる施設ですのでクラスターを防ぐというのが大事になってきますので、基本的にはそういった防止対策クラスターの防止対策は継続していくと。ただ、できるだけ面会の希望が実現できるように取り組みをお願いしていくというふうな、国の方針が出されております。

それからマスクの着用をについても、訪問される方はマスクを、マスクの着用が推奨されると、従業員の方についてもマスク着用が推奨されるということで、こういった基本的な国の方針のもとに、それぞれの事業者が判断をしていくということで、これは介護事業所のほうについても通知がっております。

あと、保育所のことですけども、この保育所のことについて昨日ちょっとお話ができなかったんですけども、2月17日付のです

ね、厚生労働省の方から各市町村宛に出されております、事務連絡がありまして、その中にですね、子供さん、保育所の中の子供さんにつきましては、マスクの取り扱いになるんですが、基礎疾患があるなどさまざまな事情がある子供のマスク着用適切に配慮しつつ、2歳未満の子供にはマスクの着用は推奨せず、2歳以上の子供に対してもマスク着用を求めたいという考え方と。つまりは、基礎疾患がある方はいろいろご事情があるので配慮しつつ、基本的に子供にはマスク着用を求めないということです。

あと来所される保護者とか、あと職員の対応をですけれども、これは基本的に個人にゆだねられるんですけれども、政府の基本的な方針の中で、感染上、または事業上の理由により、職員とか、保護者にマスク着用を求めることが許容されるとなっております。これに基づいて事業者が判断をするとなりますが、佐川町の保育所につきましては、今のところですね各園とも、現在の保護者、あるいは、保育士、マスク着用をお願いしておりますが、そういったことを当面継続をしていくと。

少なくともこの3月に行われる卒園式についてはですねそれぞれ各それぞれの保育園が今の取り組みを進めていこう、という、一応そういう考え方載っております。で、そこに、その後については、また改めてですね、お話をすると。各園ともいろいろ話す機会がありますので、一定、それぞれ足並みをそろえながら徐々に保育所のマスク対応については徐々に状況を見ながら、こういった場面で外していくかというのを考えていくということになろうと思っております。以上です。

教育長（濱田陽治君）

下川議員から、小中学校における今後のマスクの取り扱いについてのお尋ねがありましたのでお答えをいたします。去る2月10日にですね文部科学省から各都道府県教育長あてに通知がありまして、卒業式が有する教育的意義に鑑み、政府対策本部決定を踏まえ基本的方針、卒業式におけるマスクの取り扱い等についてと、というものが示されております。

基本的な考え方として、児童及び教職員については入退場、式辞、祝辞等、卒業証書授与、送辞、答辞の場面など式全体を通じてマスクを外すことを基本とする。来賓や保護者とはマスク着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で参加人数の

制限は不要と、こういう基本方針の上にですね、子供たちの入退場、それから壇上での式辞、祝辞、開式・閉式の辞、それから卒業証書授与と、送辞・答辞と、こういったものについてはマスクを外しても差し支えないという表現です。それと国家・校歌の斉唱、合唱、複数の児童生徒によるいわゆる呼びかけと、こういうものを実施するときはマスクの着用など一定の感染症対策を講じた上で実施すると。こういうことを示しております。

なお留意事項がありまして、必要な感染症対策を実施すると。普段と異なる症状のあるものについては参加を控えるよう徹底すると、それから学校や教職員が児童生徒にマスクの着用、着脱を強いることがないようにという、このような留意事項がついております。こういうことを示しておりますですね、教育委員会や学校設置者、教育委員会等の学校設置者や学校においては、この基本的な方針を踏まえ、地域や学校の実情に応じて、卒業式の適切な実施に努めることを求めると。こういうことを書いております。

これを県教育委員会を受けてですね、県立にも同様の通知をし、各市町村にこれを参考に適切に対応するようにということを求めています。

町内の小・中学校では3年前の新型コロナ感染症拡大以降ですね、各学校の状況に的確に対応するために、町の対策本部の方針のもとに校長会で協議の上、対策を実施しております、教室内での感染の拡大は一定防止されるなどの効果が見られております。そこでですね今回の通知も参考にしながら、2月16日の定例の校長会において、卒業式におけるこの対策について協議しました結果、町内ではですねいまだに児童生徒の感染が2、3見受けられますので、来賓の範囲等については学校単位の判断とするなど一定緩和するんですが、マスク着用についてはこれまでの知見からその有効性が見込まれておりますので今回は基本的に着用するというようにしております。

なお4月以降についてはですね、この2月10日付の通知の中に、2月10日付政府対策本部決定においては4月1日以降の新学期におけるマスク着用の考え方について、学校教育活動の実施にあたってはマスクの着用を求めないことを基本とするとされており、これに係る留意事項については改めてお知らせをする予定とこう書いてありますけどもこれはまだ受けておりません。

そこで今後はですね、また、卒業式が終わりましても新学期になりまして、入学式から始業式、運動会と行事があったり学校の教育活動が進んでいきますので、国全体では5月以降5類に位置付けられ対策が緩和されるという見込みですけれども、通知にある通り地域学校の実情ということが大事ですので、国、県の動向、最新の知見を参考にしながらもですね、校長会等によって慎重に検討して対応してまいります。以上でございます。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

下川議員の御質問にお答えいたします。当院は、現在発熱外来を設置し、新型コロナウイルス感染症疑い例も含めた外来診療体制を構築しており、救急医療につきましては、平時は通常の救急医療体制により対応しております。

入院につきましては、平時は通常通り患者の受け入れを行っており、入院が必要な新型コロナウイルス感染患者につきましては、対応可能な病状であれば、専用病床を使用し受け入れを行っております。本年1月27日に、政府は新型コロナウイルス感染症対策本部を開き、5類へ移行後は、患者が幅広い医療機関で受診できるよう、医療提供体制を見直していくとしています。当院では、5類へ移行後も当面はこれまでと同様の診療体制を継続することとしています。

今後も、院内でのマスク着用を初めとした感染対策を徹底し、患者の皆様に安心して治療を受けていただけますよう、体制を維持するとともに、国や県の動向等を注視して対応してまいります。以上です。

8番（下川芳樹君）

はい。3つのそれぞれの部署からのご回答いただきました。基本的にはですね、まだ国からの通知というものが、3月に入って以降にもあろうというふうなことで、基本は地域の実情とか、状況、それから国、県の状況を注視しつつ、検討していく考えでいくということでございます。よろしく願いをしたいと思っております。

この3年間を振り返ってみますと、新型コロナウイルスの感染拡大、新産廃施設関連の事業、ウクライナ情勢による経済対策、さまざまな国内外の情勢により、これまでの通常業務を超える新たな業務が増えてまいりました。このことによって、大変ご苦労されている町職員の皆さん、並びに町執行部の皆さんに心より御礼を申し上げ

げまして、私からの質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長（西森勝仁君）

以上で、8番、下川芳樹君の一般質問を終わります。
ここで15分間休憩します。

休憩 午前11時

再開 午前11時15分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、1番、齋藤光君の発言を許します。

1番（齋藤光君）

おはようございます。1番、齋藤光です。議長のお許しをいただき、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は、昨年12月に発生した雪害をメインテーマとして一般質問させていただきます。皆様の御存じのとおり昨年大雪により佐川町は想定外の被害を受けました。この点については今回の定例会でも多くの内容を話し合われたと感じております。今までの内容と重なる質問については簡潔に省略してお答えしていただければと思っております。佐川町議員の立場として今回の雪害の被害や対応をもとに今後の災害対応などの、などに生かすために一度振り返り、考えをこの視点で一般質問をさせていただきます。

まず1点目、佐川町の被害状況について、特に人的被害についてお伺いいたします。

昨年大雪の際、救急車のサイレンの音が1日中鳴っていたように思いました。そこで、救急出動に関して実際に高吾北消防署にお話をお聞きしてきました。救急出動の件数ですが、雪が日中積もっていた23日金曜日に8件、24日に17件、25日に16件、26日15件と4日間で56件の救急出動、1日の出動件数としても昭和48年発足以来の最高出動件数だったとお伺いしております。普段の出動件数は1日平均で大体3件だということなので、異常事態だったことが数字からもうかがえます。

さらに救急車の出動の対応ができなかったケースが21件あったとお聞きしました。これは現場に到着するまで相当な時間がかかる

ということをお伝えしたところ、それであれば自分でなんとかして病院に行きますという、いわゆるキャンセルなどの件について病院を紹介するなどで対応したようです。このように消防署のほうも対応で手一杯だったと思いますが、佐川町としてはどのような手段で被害の把握をしていたのでしょうか、お聞かせください。

総務課長（片岡和子君）

齋藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

当町の被害の把握についてでございますが、特に人的被害についてということではございませんが、住民の方からの通報であったり、除雪作業のため出動していただいております消防団の皆様から情報収集を行っております。

また、12月25日、この日には自治会内におきまして、通行不能箇所が多く発生しているのではなかろうかと思われる自主防災組織の代表の方であったり、自治会長さんのほうに電話連絡を行いまして、健康状態の悪い方などが地区内にいらっしゃるかどうかなどの聞き取りを行ったところでございます。以上です。

1 番（齋藤光君）

住民や現場からの通報により情報を受け取るだけではなく、自治会などと情報を取りあって情報をとりに行くような聞き取りなどが行われたということでした。災害時に情報は非常に重要になりますので、受け取るだけではなく、今回の対応をもとに双方向の伝達が行えるようブラッシュアップしていただきたいと思います。

次に、農業への被害についてお伺いいたします。こちらについても今まで質問されている項目なので簡潔にお答えいただいてもかまいません。

佐川町が把握している農業施設や農作物への被害の現状、その被害の特徴、そして合わせて対応策についてお答えください。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。農業被害につきまして、高知県発表資料ということになりますが、作物の被害面積が4.5ヘクタール、施設への被害面積、本体と被覆合わせて7.1ヘクタール、被害合計は11.6ヘクタールです。

被害額につきましては作物被害が7,545万9千円。施設被害が1億4,239万4千円。合わせて2億1,785万3千円となっております。被害につきましてはハウスの倒壊の被害が1番多いです。

で、把握している内容としましてハウスの倒壊が 20、振興作物のハウスで 27 件、その他のハウスで 9 件の相談と報告が入っております。

今後の復旧の対応につきましては 3 月議会で補正をさせていただいて、県の補助、また町の単独補助事業により、復旧の支援をしていくようにしております。以上です。

1 番（齋藤光君）

農家の方々からも現状の対応策であれば意欲を失わず前を向いていけるとの声も私に入っております。

被災後の重要なポイントとして、地域衰退があります。道路や建物の復旧は課題として見えやすく、対応もされますが、産業へのダメージのケア、被災者のメンタル、意欲の維持は非常に難しいです。

現に 2011 年東日本大震災後、農業を辞める農家の方が続出しました。地域の農業を支えてきた専業農家の方々も農作物が低迷する中事業再開への難しさを考え廃業の道を選んだものと考えられております。被災し、次の収入も見込めない状況でさらに借金を背負い 1 からスタートするのは少し考えただけでも非常にハードルが高い現状だと思います。

そして、一度地域からなくなってしまった産業を復活させるには多くの労力と時間、そしてお金がかかります。そういった観点からみても今回のような支援策は農家を続けるモチベーションの一つになったと考えております。引き続き支援策への対応を続けてほしいと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、建物に関する被害についてお伺いいたします。

雪害後、佐川町内を見わたしてみるとやはり雨どいや屋根が壊れてる家を多く見かけました。私の家の雨どいももれなく破損しました。他の地域での雪害では雨どいが壊れるだけではなく、屋根の崩落、空き家の崩壊などの建物被害も発生するケースが多くあります。

佐川町では今回の雪害で起きた被害に関わる罹災証明の発行件数は現時点でどのくらいでしょうか。また、ほかの地震などの災害を想定した場合、建物被害の状況を把握するのは二次災害の観点から必要だと思いますが、何か対策はありますか。この 2 つについてお答えください。よろしくお願いいたします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。まず 1 つ目、罹災証明の申請です

けれども、ちょっと数字が古いかもしれませんが、2月の末現在で40件となっております。

2つ目の御質問の二次被害が心配されるがその対策等についてはどのようになっているかというところですが、佐川町では南海トラフ地震等大規模災害時におきまして、行政機能の混乱を最小限に抑え、重要業務を滞りなく執行できるよう、また限られた人員で優先的に実施しなければいけない業務や、業務の継続性が高い業務について決めました、業務継続計画、いわゆるBCPと呼ばれるものですけれども、こちらのほうを策定しております。この計画におきましては、発災後から72時間をめどに被災いたしました建物に引き続き居住できるかどうか、また、二次被害の防止のため、一級建築士などの資格を持ちました応急危険度判定士が当町の要請により応急危険度判定を実施するようになっております。

この応急危険度判定による被害の程度を危険、要注意、調査済の3つに分類いたしまして、それぞれステッカーを建物の出入り口等の見やすい場所に表示し、付近を通行する方などに注意喚起を行うようになっております。危険はその建物に立ち入らないこと、それから要注意は立ち入りに十分注意をすること、調査済につきましては建物が使用可能であることをそれぞれ意味をしております。以上でございます。

1 番（齋藤光君）

被災時における72時間以内の早期の段階での被害状況の建物被害の確認が業務継続計画の中に含まれていることを確認いたしました。

続いて、今までお答えいただいた内容も少し含まれていますが、災害時の対応についてお伺いしていきます。まず佐川町での今回の雪害対応についてお伺いいたします。

雪が降り始めたのは22日木曜日の夜中ごろだと記憶しております。そして、23日、1日中降り続け、どんどん雪が積もっていきました。佐川町としてはどの段階で雪害としての対応を決めたのか、また、こういった体制で雪害対応にあたったのか、役場職員の出勤状況などを時系列で教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。まず、12月23日の午前7時27分、

この時間に高知地方気象台から大雪警報が発表されました。このことを受けまして、同日 23 日の午前 7 時 30 分に第一配備準備態勢を敷設しております。この時点から災害対応事案となっております。

続きまして、23 日の午前 11 時 30 分から第 1 回目の大雪対策会議のほうを開催しております。この大雪対策会議につきましては、23 日に 2 回、24 日に 2 回、そして 25 日には 4 回、26 日には 2 回、合計 10 回開催をしております。会議のメンバーにつきましては、町長、教育長、各課局次長が防災担当者となっております。

次に、職員の参集についてですけれども、初めは 12 月 24 日、土曜日の午前 10 時 54 分、この時間に全職員を対象に職員向けの佐川町公式 LINE のほうで伝達をしております。

参集に際しましては、道路事情などにより参集が困難と判断される場合は、無理をせず安全を最優先に考えて判断するよう、また、役場のほうに参集が困難な場合は消防団員は、消防団員となっている職員ですね。こちらのほうは所属分団の消防団活動に従事することとし、他の職員は最寄りの消防団員と合流の上、除雪作業に従事するよう伝達をしております。

これらの条件下で 24 日の日には正職員 133 名、再任用、任期付職員 11 名、合計 144 名。このうち消防団活動従事者を除く 68 名の職員が大雪対応業務に従事しております。

それから翌日の 25 日日曜日、こちらは一部の職員を対象に各所属長からそれぞれ職員に正午ごろ電話連絡等により参集を行いました。町有施設を中心に除雪作業を予定をしておりましたので、役場や文化センター、健康福祉センターかわせみなどへの参集となっております。この日は正職員が 45 名、再任用、任期付職員 2 名が参集をしております。以上でございます。

1 番（齋藤光君）

お答えありがとうございます。雪害時の初動という面では他の災害でも生かせる部分が数多くあると思っております。今回は職員の皆様も土日の休みにもかかわらず多くの方々が出勤している姿を見ておりますが、町外にお住まいの職員の方々は出勤したくてもできなかった状況だったと思います。これは南海トラフ地震などの災害時も同じような状況になると想定できますが、町内の、町内に住所がある職員は全職員の中で何人になりますでしょうか。災害時の出勤状況にかかわってくると思いますのでお答えをお願いします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。町内に住所がある職員につきましては、この2月末現在、全職員133名中98名、98名となっております。以上でございます。

1 番（齋藤光君）

133人中98名が佐川町内にお住まいで、68名の方が大雪対応のために出勤されたとのことでした。もちろん消防団活動に出動された方は除いている数値だということですが、仮にほかの災害対応になった場合でも今回の出動、または出勤の数値がある一定の参考数値になってくると思いますので、災害対応の計画などを練り上げる場合に参考にいただければと思います。

続いて、雪害時の道路状況についてお伺いいたします。

皆さん重々承知のことだと思いますが、災害時、できるだけ早期の道路機能を復活させることが非常に大切になってきております。南海トラフ地震を想定しても負傷者の救出、支援物資、ボランティアの受け入れなど多岐にわたる事柄に道路状況が関係してきます。今回消防署にお話を聞きに行ったとき、佐川町の道路復旧が早かったという感想をいただきました。救急対応時に現場までの道路が通れるか通れないかの、では、行動が変わってくるので、佐川町の行った道路への対応は心強かったというお答えを消防署のほうからいただいております。この点を素直にいい評価として受け取っていいと私は思いました。

ここで道路復旧に関して複数同時にお伺いいたします。道路の除雪など地元建設業者が行った場所もあれば、あらかじめ計画などあったのか、こういった協力体制をとって動いていたのか、そして、33号、33号線、494号線の通行止めがありました。何時から何時まで通行止めだったのかお聞かせください。よろしくお願いします。

建設課長（藤本雅徳君）

齋藤議員の御質問にお答えします。まず1点目ですけど、あらかじめ除雪等の計画があったのかということですが、道路から除雪するといった除雪計画は今回あらかじめ準備ができておりませんでした。で、今回は地域の方から除雪の要請があった場所や道路や佐川町地域防災計画で位置づけられております緊急輸送道路、また、国道、県道につながる比較的交通量の多い路線、これは緊急用のヘリコプターの離着陸場でありますとか、指定避難所へのアクセスの道

路となっておりますけど、こちらのほうを選定して除雪を行いました。

また、どのような協力体制をとっていたかという御質問でございますが、除雪につきましては消防団の方や佐川町建設業協会、これ町内の11社の業者さんが加盟されておりますが、依頼をしております、除雪した町道の大半、これは建設業協会さんになりますが、建設業業界の皆様には12月の23日から12月の28日まで6日間で延べ38の業者の方に御協力をいただいております。

続いて、国道33号、それから国道494号の通行規制、通行止め等の御質問でございますが、国道33号につきましては国土交通省の佐川国道維持出張所、これ佐川町にあります、ここに確認しましたところ、佐川の町内、町内のほうでは通行止めは発生しておりませんが、越知町から仁淀川町までの区間におきまして積雪、凍結による通行止めが12月の23日の早朝から12月の24日深夜までであった。それからこれは佐川町内ですけど、加茂の霧生関、これ坂道になっておりますが、こちらの坂道では12月の23日の午後から12月の25日の午後までスタッドレスタイヤでの通行をドライバーの方をお願いしたということを伺っております。

続いて、その須崎市へ抜ける国道494号ですが、こちらにつきましては高知県の中央西土木事務所、越知事務所のほうに確認しましたところ、斗賀野トンネル、斗賀野トンネルの須崎側の抗口がありますが、こちらから須崎市の吾桑地区までの間において積雪凍結による通行止めが12月の23日昼12時ごろから12月の25日午後4時まで発生したということを伺っております。以上でございます。

1 番（齋藤光君）

御回答ありがとうございました。お話を伺っていると、やはり建設業者さんの協力が大きかったのかなと感想を受けました。道路状況に関しては南海トラフ地震にも、失礼、応用出来る点が多いと思いますので、今回の対応は消防署からも早い対応という感想をもらいましたが、今後の対応をもとに検証をまた引き続き行っていただきたいと思います。

続いて、消防団についてお伺いいたします。

今回、2日間にわたって消防団の招集がありました。私も含めてですが、佐川町の団員が除雪作業に参加いたしました。今回の雪害に関して、消防署のほうでは消防団の招集をしていないと伺いまし

た。佐川町では消防団の招集を独自の判断でできると思いますが、今回その判断基準はどうだったのでしょうか。そして実際に出動した人数は何人だったのかお聞かせ下さい。よろしくお願いします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。消防団招集に係る判断基準につきましてでございますが、震災時や風水害時の際には地域防災計画において定められております一定の配備基準はございますが、それ以外は各事案の状況により招集するかどうか判断することとなります。

火災につきましては通報がまず佐川町を管轄する高吾北消防署になされ、署員が通報者から火災の規模や状況などを聞き取った上で、消防団員の招集を行うかどうか判断をいたします。その結果、消防団出動の必要がある事案であれば消防団招集を署が、消防署が行うこととなっております。この火災以外の招集につきましては町長判断となっております。

今回の大雪対応に係る招集につきましては、積雪によりヘリコプター緊急離発着場を初め、町内の至る箇所におきまして町道が使用不能状態に陥っておりました。この事態を解消するため多くの人手を導入した除雪作業が必要であるとの判断により、12月24日、25日の両日、消防団員の皆様を招集させていただきました。大変お世話になってありがたかったです。ありがとうございます。

出動人数につきましては、全団員数が175人いらっしゃるんですが、24日の日は93人、25日の日は91人の団員の方に出動していただき、御協力をいただいております。以上でございます。

1 番（齋藤光君）

お答えありがとうございます。他の災害等では一定の判断基準があるが、今回は状況判断により招集を行ったということを理解いたしました。そして、消防団の出動人数も2日間ともに約90人ということでした。私も消防団員として2日間の除雪作業にかかわったのですが、印象的だったのは地域の住民の方々が外に出て自主的に周りの除雪を行っていたことです。土日の休日だったことも関係してるかもしれませんが、普段見かけない若い方々も家の周りや道路の除雪作業を行っているのを見て、非常に頼もしく感じました。雪害への対応で至る所が大変だったかと思いますが、佐川町における地域の力を少し体感いたしました。

そして、今回の対応は、今後、他の災害での出動ケースの判断材

料になると思いますので、引き続き検証していただきたいと思います。

次の質問項目に移りますが、ここまで雪害時の対応についてお聞きしましたが、次に今回の雪害対応で見つかった課題などあれば共有していただきたいなと思っております。

他の自治体などの災害対応でよくある反省点や課題としては、役場職員による災害時の業務分担がうまくいかなかったケース。住民に向けての情報伝達の、情報伝達がうまくいかなかったケースなどがあるようですが、今回の佐川町ではどうだったのでしょうか。

これから起きるかもしれないほかの災害にも共通する課題もあると思いますので、お聞かせ下さい。よろしくお願いします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。今回、年末、町内全域が大雪に見舞われまして、町内全域の道路が積雪により通行できなくなり、住民生活が麻痺してしまったところでございます。

役場のほうでは大雪対策会議を10回開催しまして、今まで経験したことがない大雪への対応を行ってまいりましたが、範囲が広く、また、県など関係機関と連携した対応も試みましたが、それぞれの機関においても対応に追われている状況であったため、うまく機能をしなかったことにより、行政の対応のみでは限界があるということが見えてまいりました。

除雪作業につきましては佐川町建設業協会さんや消防団の皆様にも御協力いただき、職員もできる限りの対応を行いましたが、とても住民の皆様の要請に追いつかなかったというのが実情でございました。

そのような中、先ほど議員もおっしゃっていただいたんですけれども、防災行政無線で住民の皆様に対して除雪作業への協力をお願いをさせていただきましたところ、住民同士の助け合いにより、あるいは自発的にそういったことも起こったと思うんですけれども、除雪作業を本当に一生懸命行っていたところが数多くあると認識をしております。

また、自治会内において通行不能箇所が多く発生していると思われる自主防災組織の代表の方や自治会長様にも個別の電話連絡により除雪の作業依頼、それであったりとか住民の方の健康状況の確認などをさせていただいたところもございましたが、いずれも快く引

き受けてくださったことで非常にありがたく感じました。このような積み重ねの作業によりまして、年内には大方の除雪作業を完了させることができたと感じております。改めてになりますけれども、共助、自助の重要性を再認識したところでございます。

で、今後につきましては、住民一人一人の防災力の向上を図ることを目的に開催させていただいております防災まちづくりサロンにおきまして大雪に対する備えの内容を加えて行っていきたいと考えております。また、役場内におきましても1月の庁議で各課局から今回の大雪対応における課題を持ち寄り協議を行ったところでございます。

先ほど、齋藤議員もおっしゃっておられましたけれども、職員の指揮、命令における課題であったりとか、住民に皆様の安否確認方法、そして除雪作業道具が不足していたことであったりとか、雪道対策、雪道対策用タイヤをはかせた公用車が少なかったため、効果的な対応を行えなかったなどの課題が発生しております。これらの課題に対しまして、すぐに対応できるものに例えば物品の購入であったりとかにつきましては、対応を完了しておりますけれども、まだまだ対応中のものもございします。

今回発生いたしました課題に対しまして、今後、整理対応を行うことにより大雪への対応のみならず今後発生が予想されております南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合にも生かしていけたらいいなと考えております。以上でございます。

1 番（齋藤光君）

御回答ありがとうございます。災害の経験から課題を見つけて次に生かすという行動はある種、弱さと向き合うような行為だと思いますので、非常にエネルギーを使うと思いますが、引き続きよろしく願いいたします。

次に防災対策についてお聞きいたします。具体的には南海トラフ地震がおきた場合の佐川町の被害想定をテーマにお聞きしていきます。本題に入る前に2016年4月に起きた熊本県でおきた地震について少しお話をさせていただきます。熊本県益城町のケースのお話をさせていただきます。

極めて簡単に御紹介させていただきますと、熊本市の、熊本市に隣接するこの益城町は人口約3万3千人で、熊本市のベッドタウンや畑や水田、そして山林がメインの町となっております。

お金の話をさせていただきます。熊本の地震が起きたとき、2016年4月、益城町では当初予算ができあがっており、予算額は110億円で動いておりました。しかし、2017年3月議会のときの丁度今の時期ですね、3月議会の補正予算のときには歳入歳出それぞれ410億円になっており、約4倍に膨れ上がっておりました。被災から復興に莫大な予算がかかることが理解できる数字です。

実際にどんな事業で予算が膨らんだかということと主に被災者の生活支援事業、倒壊家屋の解体撤去事業、公共設備の災害復旧事業のようでした。このように被災した場合にはある日突然多くの困難に立ち向かわなければならない状況になります。事前の対策と想定が非常に重要だと感じてしまう数字を少し御紹介させていただきました。

この熊本地震が起こる前、地震予測による30年以内の発生確率はほぼゼロ%から16%でした。それに比べて南海トラフ地震の30年以内の発生確率は70%から80%と言われております。この南海トラフ地震の被害想定ですが、佐川町では地域防災計画による想定がされており、地震のレベルがL1とL2に分かれて想定がされております。佐川町に南海トラフ地震が発生した場合の被害想定、特にL2クラスが最大、L2クラスのレベルでの被害想定をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。L2クラスの地震が発生した場合でございますが、揺れや火災等により家屋被害のほうは1,400棟が被災する想定となっております。また、建物倒壊による死者数は90人、そして建物倒壊による負傷者は760人という想定が出ております。よろしくお願いいたします。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。熊本地震の際も熊本で大きな地震はあまり起きないとの認識が住民の意識の中には少しあったそうです。今回の佐川町での雪害のように佐川にはあまり雪が積もらないという認識があったと思いますので、せめて危機管理の担当部署では最大クラスの想定を引き続き検討を深めていただきたいと思います。

続いて、インフラ復旧までの時間の想定をお聞きしたいと思います。

電気・ガス・水道、今では通信などのインフラの復旧速度は命に

関わる問題となっております。阪神淡路大震災の時には電気・ガス・水道のインフラの9割復旧まで電気が2日間、ガスが61日、水道が37日の時間を要しました。東日本大震災の時にはそれぞれ9割復旧まで電気が6日、ガスが34日、水道が24日かかりました。熊本地震の場合は電気が4日間、ガスが12日、水道が8日間の、8日間で9割復旧を記録しております。これはもちろん地域によって復旧速度は変わってくると思いますが、全体的に復旧速度が早くなってる点と、ガスについては都市ガスの復旧速度なので、佐川町にはあまり参考になる数字ではないかもしれません。

そこで、ここでお聞きしたいのですが、佐川町としてインフラ復旧などの期間を想定した計画などの用意はありますか。また、被災者支援などに使用する予定の備蓄などはどの程度用意してありますでしょうか。この2点についてお聞かせください。よろしくお願いします。

建設課長（藤本雅徳君）

はい。お答えさせていただきます。私のほうからは水道の事業、こちらのほうについて復旧の計画等について回答させていただきます。

今現在のところは水道事業の復旧計画、いわゆる先ほどもありましたBCPですが、こちらのほうは作成ができておりませんが、来年度この水道事業に特化した業務継続計画、こちらをつくるようにしております。災害発生によりまして水道施設の機能が低下するなどの制約がある状況下におきましても、応急復旧や応急給水、こちらを行っていくための計画であります。

で、この計画ですが、優先業務の選定や、非常時の対応計画、また、継続的に給水を行うための事前、事後の対応について基本方針や体制、手順を示す計画となっておりますので、来年度十分な検討を重ねながら計画の作成を進めていきたいと考えております。以上でございます。

総務課長（片岡和子君）

私のほうからは避難所と役場備蓄倉庫にあります備蓄品についてお答えをさせていただきたいと思います。

佐川町では各指定避難所と役場備蓄倉庫に南海トラフ地震を初めとする大規模災害発生時の想定避難者数1,200人となっておりますけれども、こちらのほうの1日分の水と食料のほうを備蓄しており

ます。

また、個人の備蓄も進めていただけたらと思っております、我が家の災害に備えるチェックシート、これ、去年の11月に改訂のほうをさせていただきまして、全戸に配布させていただいているんですけれども、この中で災害時に備えて日ごろから個人においても飲み物や食料、さらには電気とかガスが停止した場合の備えとしてカセットコンロであったりといったようなものも備蓄していただくようにあわせてお願いをしているところでございます。以上でございます。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。水道に関しては計画が来年度策定されていくとのことなので、引き続きよろしくお願いいたします。さまざまな想定をしたうえでの計画策定になると思いますが、よりいい計画をつくっていただきたいと思います。

そして備蓄に関しては1,200分、1,200人分の1日の水と食料ということでしたが、恐らく大規模災害時のリソースとしては足りないんじゃないかなと思います。しかしながら大量の備蓄を用意しても災害が来なかった場合に大量のロスになってしまうことも当然考えられます。備蓄の量を検討することを課題として持ち続けることは必要だと思いますが、私は先ほど答弁でもありましたように町民に、町民の方に現状を知っていただくことも大事なのではないかなと考えております。現状を理解していただけたら自然と災害を減らす、減災・防災への意識が高めていくことが可能なのではないかなと思っております。

現状の行政では、想定を超える災害があった場合は全てに対応することが難しいと今回の雪害を体験して感じました。防災の話になると先ほどもお話がありましたが、自助・共助・公助という言葉が出てきますが、自助・共助の重要性が高まってきているなど感じております。もちろん行政が準備できること、対応できることをないがしろにしてはいけませんが、同じぐらいの力を注いで自助・共助を育てる取り組みが必要だと感じております。

そこで、自助・共助の取り組みに関する事柄について質問させていただきます。

大規模災害が発生したときに使用する避難所の運営訓練を佐川町では行っていると思いますが、現在の避難所運営訓練はどのように

実施しているのでしょうか。お聞かせください。よろしくお願いします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。避難所運営訓練についてですが、各避難所につきまして、指定避難所ですが、令和2年度までに運営マニュアルのほうを策定を終えております。このマニュアルに基づきました訓練を令和3年度には黒岩小学校、尾川小中学校、それから令和4年度におきましては、今年度ですね、佐川小学校、斗賀野小学校、加茂小中学校にて実施をしております。

参加の方につきましては、コロナウイルス感染症対策の関係もございまして、3年度に実施をいたしました黒岩、尾川小中学校のほうはかなりの人が来てくださってたんですが、4年度に実施をいたしました佐川、斗賀野のほうは人口も多いことございまして、自主防の代表の方をメインに実施をさせていただいております。以上でございます。

議長（西森勝仁君）

休憩します。

休憩 正午

再開 午後0時1分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番（齋藤光君）

避難所運営訓練について今お聞きしました。避難、非常事態を想定して行動を確認する点については非常にいい取り組みだと思っております。しかし、コロナ禍なので、参加人数が少なかった地域に関しては引き続き何度も何度もやっていく必要があると感じていますので、引き続きブラッシュアップして取り組みを行っていただきたいと思っております。

しかし、広く町民の方の防災力を高めるという点ではもう少しでできるのではないかと思っております。

先ほどお話が出た防災まちづくりサロンなどでもいい取り組みだと思いますが、もっと住民が参加しやすい防災イベントなどを開催してみてもどうかと考えております。新潟県十日町市が行っていた事

例を紹介させていただきますが、サバイバルクッキングと称して防災教育プログラムを行っておりました。これは水道が使えないことを想定して保存水を使用したレシピを行ったり、電気・ガスが供給が止まっていることを想定してカセットコンロを使用して調理をしたり、場合によってはポリ袋でご飯を炊いたり、料理をしたりという災害時でも使えるものを条件に実際に料理を試みるイベントでした。災害を想定したイベントにはなりますが、普段行う料理の観点から防災を見つめるきっかけづくりになると思いました。

多くの住民にとっていきなり防災対策をしてくださいといっても何から始めていいかわからない場合が実際のところ多いかと思います。しかし、今話したような災害時の調理を体験すれば、災害時に使えるものがわかりますし、個人の備蓄としても何が必要なのかという点も自然に把握できます。一口に防災といっても非常に多くのことを知らなければならないのが防災対策ですけれども、とっつきやすい部分から少しずつ浸透させていくという視点も必要だと思います。

このような取り組み、視点については佐川町の防災としてどう思いますでしょうか。よろしくお願いします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。ただいまお話を聞きましたサバイバルクッキング、なんかちょっと聞いた感じ私はどんなんでしょうと、ちょっとワクワクするようなそっちの方向で感じました。確かにそういったことで今まで避難所の運営訓練であったりとか、防災まちづくりサロンのほうも進めてまいりましたけれども、ちょっと視点を変えて、皆さんが楽しく取り組めるような、そういったイベント的なところを自主防災組織の方とかと一緒にできると、住民の方の防災力も上がっていいのかなと今感じましたので、また担当のほうと話をさせていただくようにいたします。ありがとうございました。

1 番（齋藤光君）

ぜひ、前向きに検討していただければと思います。引き続き私もいろんな視点から勉強をしていって、情報提供できるように頑張っていけますのでよろしくお願いいたします。

それでは最後に、車中泊避難についてお聞きしたいと思います。車中泊避難とは災害時に一般的な指定避難所への避難ではなく、車

の中で車中泊により避難する行動です。今回は一時的に車内に避難する場合も含めて車中泊避難と定義させてお話をさせていただきたいと思います。

近年の新型コロナウイルスの感染症の流行やプライバシーの確保の観点からも車中泊避難を選択する被災者も多くなることが予想されております。しかし、車中泊避難にはエコノミークラス症候群などのリスクもあります。このニーズがありリスクも同時に存在している車中泊避難について、避難所運営マニュアルなどでは想定されているのでしょうか。お聞かせください。よろしくお願いします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。指定避難所ごとに作成をしております現在の避難所運営マニュアルにおきましては、避難者用の駐車スペースは一定確保されておりますけれども、車中泊をされる車の台数であったりとか、それに伴うスペースがどのくらい必要かなどの具体的な想定は行っておりません。以上でございます。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。今では 131 の主要自治体の 7 割が車中泊避難を想定しているとの調査結果が読売新聞さんの調査から出ております。その 7 割の自治体の多くは活用せざるを得ない状況になるので対策するとの消極的なスタンスでした。これは先ほど言ったようにリスクや懸念事項が多いという問題があります。あまり積極的に車中泊避難を推奨したくない気持ちは重々承知しているつもりですが、意識調査等でも車中泊避難を選択する人が増加傾向にあり、熊本地震の際も実際に避難した避難者 2,300 人にしたアンケートで 1,500 人も人数が車中へ避難したと回答しました。比べて、指定避難所へ避難したと回答した人数は 600 人でした。車中泊避難にはリスクがあるのは間違いないことなのですが、それでも被災時に利用する方がかなりの人数いることはアンケート結果から見ても想像ができます。

今の現状では車中泊避難をしようと思った方々は各自の判断で思い思いの場所に避難することになってしまう予想がされます。これは佐川町としても望んでいなくてもそうなることが可能性として高い状態です。こうなってくると車中泊避難を受け入れなければならない状況を想定した事前啓発なども重要になってくると考えております。

エコノミークラス症候群のリスクについては運転席助手席で睡眠をとらなければならないような車は原則車中泊を認めず、避難所へ誘導する。後部座席などがフラットになるような形状の車のみ車中泊を認める。着圧ソックスストッキングなどの着用を推奨するなどの対策をとっている自治体もありますし、これらを事前に周知できる内容もあると思っております。

先ほどの答弁によりますと駐車スペースは確保してありますと。車中泊避難を想定した避難者が何人受け入れられるか、どの程度のスペースが必要になるかは現状想定されていないような状況だと感じましたので、いざというときに現場が混乱してしまう可能性が高くなってしまいます。大規模災害時にはどうしても車中泊避難を選択する被災者が一定数存在してしまうということを念頭において協議、検討を進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。お答えください。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。車中泊避難につきまして、いろいろなリスクであったりとか、また、ニーズが高まっていることなども今聞かせていただきました。そして、自治体によっては対策をとってこの車中泊避難を計画というかしている自治体もあるというようにお伺いをいたしました。

課題とかが結構クリアしていかない分があるとは思いますが、今後ニーズの高まりにあわせてこちらの車中泊避難につきましては関係機関であったりとか地域の方、それから自主防組織の方なんかと慎重な検討が必要と考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

1 番（齋藤光君）

確かに、クリアしなければならない課題は車中泊避難には多くあります。それは承知しておりますので、ぜひ、ニーズもあり、現場が混乱しないよう検討を進めていって課題解決に向けていていただきたいと思えます。

今回の、今回は雪害を振り返って佐川町の災害対策までお聞きいたしました。今回、私は防災に対して勉強不足な面を多々感じました。これからたくさん勉強して佐川町にとって有益な情報、提案ができるように頑張っていきますのでこれからもよろしくお願いいたします。

ということで、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。
ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で、1番、齋藤光君の一般質問を終わります。
ここで昼食のため1時30分まで休憩します。

休憩 午後0時10分
再開 午後1時30分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、6番、宮崎知恵子君の発言を許します。

6番（宮崎知恵子君）

6番議員の宮崎知恵子でございます。議長のお許しをいただきまして、3つの質問をさせていただきます。

令和4年4月の12日の行政報告で、教育委員会の所轄事項に、事項をお伺いしての質問でございます。SNSやスマホによる悪影響によって、悪影響についてお伺いをいたします。

最近、小学校などでも、デジタル化が進み、教員の目の届かないところ、つまり、SNS等で、いじめや青少年にとって有害な情報の拡散など、進むようになっております。特に最近マスコミを騒がせているのが、闇バイトというものがあり、SNSを使った勧誘などの手口が明らかになっております。20歳前後の若者を含め、さまざまな人が、脅迫じみた手法通して強盗に関与しており、事件の被害者や家族も含め、さまざまな方の人生を破壊していくようなことも出ております。また、教育の場だけでなく、SNS上の職場のいじめ、深刻ないじめの事例なども聞かれます。誰もが生き生きと、勉学や仕事に邁進できる環境を目指し、整備していくことは非常に重要なことであろうと考えます。

そしてまず、学校や町の所管する職場でのSNS等のトラブル、例えば個人情報、誹謗中傷、いじめ、詐欺、脅迫など事例がありましたら、お答えできる範囲で構いませんので、お願いいたします。

総務課長（片岡和子君）

宮崎議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。宮崎議員さんもおっしゃいましたように、SNSのほうは気軽に自分

の言葉や情報を発信できるコミュニケーションツールとして、パソコンやスマートフォン、タブレット端末の普及などにより、利用者が急増しているところかと思います。そしてその一方で、トラブルや犯罪になるケースも増えています。間違った使い方であったり、トラブルに巻き込まれないためにも、SNSの正しい知識、リスクを知っておくことは非常に大切なことだと考えております。

また学校の子供さんたちへの影響もあれですけれども、町職員に向けましては、昨年の10月1日付けで、佐川町職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドラインのほうを策定をし、周知を行ったところ です。

事例があるかということのご質問ですけれども、1件ちょっとSNSの発信で少しトラブルになりかけた事例もございますが、今はもうそのことについては終了しておりますので、お伝えさせていただきます。以上でございます。

教育長（濱田陽治君）

宮崎議員から子供たちにですねスマホとかSNSがどういうふうな状況になっているのかという事、御質問でございましたのでお答えいたします。

情報技術の急速な進歩と普及により、スマートフォンなどの情報端末の復旧は驚くほどの速さで進んでおります。佐川町でもですね小中学校からの報告によりますと、小学校高学年で50%、中学生で80%を超える児童生徒が自分の自由になる、パソコン、スマホタブレット等の情報端末を持っているという状況です。

また、利用につきましても、12月議会で町長が行政報告で申し上げましたけれども、令和4年5月にですね、町内でおきまして、生活スタイルの調査をやっておりますが、その結果を見ますとですねスマホなどのメディアの使用、利用時間とか、同時に2つ3つを使ういわゆるながらという状態も含めてですが、中学生で1日平均7時間と。中学2年生男子と中学1年生の女子では、1日平均8時間という数が出ております。平均です。睡眠時間の減少や、起床時からの眠気、倦怠感などの健康面での問題につながっております。これも生活スタイルの調査の中で出ております。こういったことが不登校の原因の一つにもなっております。

また、有料のゲームをやりまして多額の支払いを求められたという保護者さんがおいでと。それからネット上で悪口を言って周囲

を巻き込んでトラブルとなったと、それから保護者を含めてそういうことで保護者含めて解決に苦慮したりですね、不適切な画像を見たり撮影したりとかいうような事例も聞いております。

学業の面でもですね、令和4年4月の全国学力学習状況調査によりますと、メディアの使用と学力には明確な相関は見られておりませんが、ゲームの使用時間と学力検査の結果については明らかな相関が見られます。以上でございます。

6 番（宮崎知恵子君）

はい。先に申し上げましたような、闇バイトの事件などは、学生が間違えてネット犯罪に巻き込まれるケースもございます。職場などにおいても、漏えいなど、ネット犯罪に巻き込まれないような工夫や方法、対策はなされておりますでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

はい。お答えをいたします。メディアはですね情報の取り入れや表現のためには、正しく主体的に活動すればよろしいんですけども、漫然と長時間遊ぶとか、こういった受け身での活用とか、特性を理解せずには無責任な利用すると、先ほど御指摘の点はこの辺かと思うんですけども、例外が、弊害が大きくあらわれるということがあります。

そこで小中学校ではネットモラルについての学習をカリキュラムに位置付けて、発達段階に応じて指導するとともに、主体的で対話的で深める創造的な学習を目指して佐川未来学に取り組んでおります。自らの意思でですね、自らを高める学習者として、将来地域や国を支え、よりよい社会の構成者となる子供たちを育てる取り組みを進めております。

また乳幼児期からですねこの仮想空間といいますか画面上のものに親しむことによって、コミュニケーションの弱さや社会性道徳性の発達の偏りにつながることも考えられますので、道徳の授業、論語の活用などによって人間教育にも取り組んでおるというところでございます。以上です。

6 番（宮崎知恵子君）

はい。御丁寧な答弁ありがとうございます。

政府のほうでもですね、2022年の7月7日から、ネット上の悪質な侮辱に対しまして、厳しく対処する、する厳罰化がなされております。また、デジタルタトゥーという言葉も今流行っております、

ネットに刻まれた情報は、半永久的にタトゥーのように残ります
スシローの事件も学生の話ではありますが、当時の顔は、
当事者の間は一生涯ネットに、ネット上からは消えません。人生を台
無しにしてしまいます。人の人生も奪うことも、ようにもなります。
ネットに投稿する場合には、我慢するという自制心が必要だと思っ
ております。

行政で起きた場合は、このどのような対処をなされますでし
ょうか。伺いたいします。

総務課長（片岡和子君）

お答えのほうをさせていただきます。行政で起こった場合という
ことですので、例えば佐川町役場で起こった場合について、お話を
させていただけたらと思います。

起こるケースはどんなことが起こるのか、職員間のトラブルなど
による誹謗中傷であるのか、あるいは職務上における個人情報の漏
洩であったりなど、さまざまなケースが想定されると思います。

内容につきましても、単なる個人間のトラブルである場合、大量
の個人情報漏えいしたなど、住民の皆様への影響がものすごく大き
い場合であることなど、ケースによって対応を考えていく必要が、
出てくるのが現状ではないかと考えております。

そしてまた故意であるのか、過失であるのか、また動機や社会的
影響など総合的に判断をいたしまして、職員の残念なことですが、
懲戒処分の対象となる場合もございますので、そのように考えてお
ります。以上でございます。

6 番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございます。諸般の議長報告で常呂町の訪問の
際に、片岡町長のフレンドリーでさわやかな外交のおかげで、大変
花を添えたという、ご報告がございましたけれども、行政におきま
しては、善悪を見極めて舵取りをしっかりといただけますように
お願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

教育面の、先ほど教育長からもお話をいただきましたけれども、
教育面でも、デジタル化が進んでおりまして、教材としての有用性
があると思いますが、使い方次第で、次第だと思っております。

しかし、スマホ脳という本を書いたスウェーデンの精神科医、ア
ンデッシュハンセン氏、東北大学加齢医学研究所の川島隆太教授ら
によりますと、スマートフォンの使いすぎによりまして、脳の発達

がおくれるケースや、鬱病精神病につながったり、我慢できず、すぐに切れるようなケースもあります、集中が明らかに欠けてくるケースなど多々あります。これら、これらの日本社会を作っていくため、これからの日本社会を作っていくためにも、これらの問題は大変憂慮をもって眺めるべきと考えます。

子供たちに、スマートフォンの使い方指導を、先ほどもお伺いしましたけれども、時間の設定とかいうことはなされているようですので、引き続き、またよろしく願いいたします。学業に対する影響力もあるということで、お答えいただきました。ありがとうございます。

SNSをするよう、する子供たちの依存の理由に、友達に仲間外れにされたくないことや、関係を壊してしまって、孤独になりたくないっていう考えがほとんどだと思います。それによって、勉強よりも優先したいことが増えてしまって、ながらになっていくんじゃないかなというふうに思っております。

スマート依存から脱却する方法といたしまして、孤独に勉強することも必要だよという風潮ですよ、そういうものを教育、教職員の皆様、一般も含めてですが、そういうものを醸し出していただきまして、子供への精神、精神面と向き合う時間を多くとっていただけるように、サポートをしていただけたらと思います。このことにつきましては、以上とさせていただきます。

続きまして、昨年の12月の定例、2問目の質問でございます。

昨年12月定例会で、学校部活の地域移行に関する意見書で、反対の意見を表明させていただきましたけれども、本町議会では、部活の地域移行についての意見書は通りました。しかし、高知新聞で取り上げられている通り、学校によってさまざまであり、一律の移行は難しいように感じられますとありました。

部活の顧問をされている先生、先生は、先生方は、授業以外に、早朝や夕方、土日、祝日も部活に時間を取られ、休日も取れず、家族との時間もとれるとすることも難しいだろうとは思いますが、しかし、先生という職業は、ある意味聖職で先生による、全人格的な教育こそが、人物を作っていくものであると考えております。

特に、この佐川町が文教のまちと言われるようになったのは、江戸末期の教育者にして、牧野富太郎氏の牧野富太郎氏の師でもあった伊藤蘭林先生の御存在が大きかったわけですが、当時の私塾とい

うのは、時間など、ある意味で関係のない世界で寝る間も惜しんで勉強に励む中に、時代を切り開く志士が生まれてきたと教わっております。

また、部活についても、ある高校野球の甲子園の常連校の監督をさして、されていられる方からお伺い、お話をお伺いしましたけれども、部活も教育の場なんで、顧問の先生は家庭なんかも顧みれないような状況になるけれども、手当がなくても、この子供たちを甲子園に連れて行きたいんだっていう情熱があって、大変な中でも頑張れるからこそ、生徒も保護者もついてくるんだよ、自分、自分の全く畑違いの、部活を任されたこともありましたが、素人でも、一生懸命やることこそ、生徒もついてくるんだと教えていただきました。特に部活を教育の場なんだ、教員が生徒のちゃんとした変化も気づいてあげられるようにすべきだという部分については、私も本当に同感をいたしました。

質問ですが、部活のあり方そのものをどのような位置付けで考えておられるでしょうか。

教育長（瀧田陽治君）

はい。お答えいたします。部活動のあり方についての位置付けについての宮崎議員の御質問にお答えをいたします。

部活動はですね教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場として中学生の学校生活には重要な活動です。また生徒がスポーツや文化に親しむ機会を確保し、自主的主体的な参加による活動を通じて、自主性、責任感、連帯といった生きる上で必要な力を養う場ともなっております。

また教育的意義ですけども、単に競技や文化的活動に親しむということには留まらず、教員と生徒との信頼関係の醸成、人格的な影響、生徒同士の切磋琢磨社会性の育成といった教育効果があり、その活動を通じて生徒たちの全人的な成長を促進させるものです。このように考えております。

6 番（宮崎知恵子君）

顧問の先生たちがですね、この後、部活をやらないようになった後に、就業時間はどのような時間の配分になりますでしょうか。

教育長（瀧田陽治君）

就業時間といいますか学校での勤務時間は、4 時 45 分に終わるわけですね。

で、今のご質問ですけど、教員がすべて部活動をやらないということにはならないと思うんですね今一部じゃないかなと。それもこれからの議論の上ですけれども、それ以外でもですね、教員は生徒指導とかいろいろやっていますので、部活動に移しただけで、教員の時間外が減るのかなと言われたらまだ難しいところあります。以上です。

6 番（宮崎知恵子君）

はい、ありがとうございます。一気に移行ができないということが事実ですね。

高知新聞の部活の行方を読ませていただきまして、3月5日の最終日の記事でございますが、「小手先の改革でこれまでの教育に好影響をもたらしてきた機能までそうさせては取り返しがつかない。教育は、国の根幹、子供たちを第一に考えて、改革を行うよう、知恵を結集したい」と、結んでありました。大変な改革ですが、よろしくお願いをいたしたいと思います。

続きまして、3つ目の質問でございます。

昨今の国際情勢を鑑みまして、自治体として行うべきことを考えているかということをお伺いしたいのですけれども、先に齋藤さんとかもういろんな防災の関係で、いろいろなお話は聞かせていただいておりますので、簡潔でよろしいので、お答えください。質問、お伺いしたいのは、要は、今世の中の情勢ということをちょっと鑑みて、質問をさせていただきます。

ロシアによるウクライナの軍事作戦以降、日本を取り巻く状況も非常に不安定になっております。最近で言えば、アメリカとロシアの核軍縮の枠組みであった新スタートの条約は、条約をロシアによって停止され、北朝鮮による積み重なるミサイル発射など、大きな脅威となっております。ロシア、中国、北朝鮮の連携、連帯が従軍指導同盟まで引き上げる、引き上げられるのではないかという不安もございます。そうなった場合、やはりアメリカの核を含めた戦力でも、ウクライナや朝鮮半島、台湾などの同時多発的な軍事行為には、対処しきれないと思われます。また、北朝鮮につきましても、グアムやハワイ、東京など、同時に攻められる可能性もあり、ロシア制裁が結果として、悲惨な結果になるのではないかと私は不安に思っております。

日本はロシアではなく、アメリカ側に戦争を激化させないような

仲介をしていただきたいと思いますのですが、なかなか今の状況では難しいかなというふうにも思いますが、佐川町としての有事っていうのは、あまり、いつどういうときに起こるかもわかりませんので、佐川町としての核攻撃ですよ、核攻撃に対して、備えっていうものは考えておりますでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。お答えになるかどうかちょっと自信がございませんけれども、核攻撃といいますか例えば先ほど議員もおっしゃっていただきました、最近よく聞こえてきますのが、北朝鮮のほうから発射された弾道ミサイル、こちらのほうが北の方の都道府県をまたいで、太平洋の方に着弾したとかっていうお話もあったと思いますが、佐川町としてもこういったことに対する危機感、住民の方、私たちの意識の中にもしっかりと持つべきことではあると思います。例えばですけれども弾道ミサイルが飛んで、こういう来るかもしれんっていう時には、Jアラートのほうで知らせていただくようになっておりますので、そちらのほうがお知りおきいただきたいと思います。

で、もしそんなことになりましたら、その避難、自分の身を守る行動をとっていただかないといけないようになると思うんですけれども、その避難に関しましては、屋外にいる場合には、近くの、できれば頑丈な建物で、地下施設、佐川町にはちょっと地下施設のほうがあんまりないかもしれませんが、こういったところに避難をしていただくと。そういった建物とか施設がない場合には、物陰に身を隠したり、地面に伏せて頭部を守っていただくといったことができるかと思います。で、家の中、屋内にいる場合には、できるだけ窓から離れて、できれば、窓のない部屋へ移動していただきたいと思います。

こういったことにつきましては、実際に情報が伝達された際にどういった行動をとるべきか、するべきかということも含めて、広報誌であったりとか、ホームページの方でお知らせしていくのも一つの方法かとは思っておりますので、よろしくお願いいたします。

町長（片岡雄司君）

宮崎議員の御質問にお答えします。核の対応ということはですね、先ほど総務課長が言いましたが、うちはシェルターとか、そういったのも全然構えておりませんし、やはり国防ということになります

と、国ですね、防衛省のほうにもお願いをしてですね、やっぱり守っていないかん部分がありますが、今の世の中、北朝鮮、中国、ロシアを含めて何が起こるかわからない時代ですのでやっぱりそうした場合に、有事に対しまして、町民の皆さんがやっぱりですね、こういったことがあるんじゃないかというような対応はしておくべきだと思いますが、核に対しての対応ということは町としてはですね、全く対応策については今のところ、やっておりますが先ほど総務課長が答えさしていただいたような内容で、取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

6 番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございます。防災マニュアルのほうにはこの核のミサイルの、に対する対処というようなもの入っておりませんか。佐川町は。入っていなければですねやっぱり、もう今、本当に、もう世界は一つの時代ですので、こういうことも加味して記載するのが適切ではないかと思います。

個人的に私が聞きましたところ、Jアラートが鳴ってから、鳴ってから、爆発するまで3分間のその閃光と衝撃波を回避することが大変重要であるという、いうことを、もうそれはもう各自一人一人がやっぱり認識していくということが大事だと思いますので、そういう記載も含め、お願いしたいと思います。

東京都などでもいつ、今本当に攻撃される可能性はいくらでもありますけれども、首都圏が麻痺した場合ですよね、佐川町としてその受け入れ体制、そういうのも考えておいでますでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

はい。お答えをさせていただきます。核ミサイルの攻撃を受けて首都圏が麻痺したとき、というような想定をお話されてましたが、また、ちょっとそちらのほうは私どもちょっと調査がおよんでなくて、お答えできないんですが、大規模災害が発生した場合、こちらの時には、被災しました自治体、自治体から避難者受入等の応援要請があれば、県で取りまとめをしまして、調整がなされ、各自治体に対し受け入れ要請がなされると認識をしているところでございます。その要請が本庁にあれば、その時点で、要請内容を受け入れるかどうかを判断をすることにはなっておりますので、はい。よろしくお願いします。

6 番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございます。齋藤議員のほうからも、防災のマニュアルのことで詳しくお話がありましたけれども、延長線上だと思いますので、しっかりと防災のほうも、自助、共助でやっていこう努力したいと私も思っております。

2017年の世界価値感調査によりまして、戦争が起こった場合、国のために戦うかというアンケートに対して、戦うと答えた人、人が13.2%だったとのことです。ちなみにこれは79カ国の中で最低の水準でした。国を守れるかどうかは、その国の国民がどのような選択をするかによりますが、根本的に国を守るとはどういうことなのかを知らない人が多く、根源に教育の問題があるのではないかと感じております。

一方、佐川町の子供たちに郷土愛を感じたかというアンケートをとってくださったそうですけれども、佐川町では93%の子供たちが感じると答えているとのことでした。そのように、素朴な感情を育み、大切に育てるためにも、教育によって日本の誇りや素晴らしい教えをするべきではないかと考えております。

再度、教育長、どのように考えられますでしょうか。お答えをお願いしたいです。

教育長（濱田陽治君）

戦うということもですね、さまざまな選択肢があるわけで、平和のためにですねいろんな戦い方はあると思いますね。ただその元にはですね、生き方、考え方の問題というのが出てくると思います。そのあたりが、実は、国の力だと私は思ってます。どういう人たちがそこで暮らしどういう生き方をしているのかということが、日本国の値打ちだと私は思っています。

我が国の教育の基本を確立してその振興を図るために、制定されている教育基本法にですね、目標として、伝統と文化を尊重しそれらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うと、こうあります。議員ご指摘の通りですねこの世界情勢の影響もありまして、私たちの日本をめぐる状況が一層困難な状況になっているということは認識しております。この国に生まれてですね郷土に育った私たちにとって今の目標の持つ意味は極めて重要であると認識をしております。

この目標を実現するために文教の町の継承と人材育成が必須であると受けとめて、ふるさとを愛しふるさとに誇りを持ち、これから

の社会を支えていく人材を育てるということを目指す。佐川未来学構想を推進しております。戦うにしてもですねさまざまな知恵を持って、実際銃を取るということもあるのかもしれませんが、そうはなりたくはないわけでして、いろんな戦い方があると私は思います。そのためにはやはり佐川未来学構想をしっかりやっていくことだと思っています。

これですすねへ、令和3年度からふるさと教育に本格的に取り組んでおりまして、子供たちが副教材サカワークやタブレットを持ちまして地域に出て、自然に触れ、地域の皆様にご指導いただく場面が日常的に見られておりまして、自ら学ぼうとしている子供たちの姿に頼もしさを感じるところでございます。

二十四節季と言われるほどにですね、変化に富んだ美しい自然に恵まれてそこで世界に誇れる文化を育んできた私たちはこの国に生まれ、この国に育ったことの意味を自覚して、日本人の美点とされるですね、勤勉さや誠実さ、思いやり規範意識などの道徳性、美しいもの美しいと感じる心を大切にしながら、国際社会の一員として生き、貢献をしていく必要があると思います。これが何よりも戦うことの意味かなと私は思っています。

グローバル化が進展する現代において、児童生徒の皆さんにはこの日本や郷土のすばらしさを学び、ふるさとで育った日々を心の支えにして、国際社会に生きる日本人としてたくましく生きていって欲しいと願っています。

佐川の子供たちがですね国を愛するということについての状況は、正確に把握はしておりませんが、郷土を愛し貢献しようとする児童生徒の割合は、今年度各学校の調査で92%から96%と報告されており、心強く感じております。今後一層ふるさと教育を推進してまいります。以上です。

6 番（宮崎知恵子君）

はい、ありがとうございます。本当に教育熱心な教育長でありがたく、ありがたいなと思っております。一人一人が自己責任を持って、人のせいにせずに、自助努力の精神で頑張っていきたいと、私も思っております。

最終に町長の意見として、いかがでございましょう。

町長（片岡雄司君）

はい。すばらしい教育長の回答がありましたがやっぱりその通り

教育のほうにもふるさと教育を推進していったって、子供たちのために勉強させていただければと思っております。また先ほども回答させていただきましたがやはり本当に世界情勢がおかしくなっていてきますので、日本を守るという意味でも日本にも、日本もですね、しっかりと防衛機能をやっていただければと思っております。

佐川におきましてはＪアラート含め、そういった有事の事態に備えてですね、体制といいますか住民の皆さんにも知らせていく必要があるので、そういったことは進めていきたいと考えております。以上です。よろしくお願いいたします。

6 番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございます。和を以て貴しという町長のお姿で、私も頑張らせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、6 番議員の宮崎知恵子、終わります。ありがとうございます。

議長（西森勝仁君）

以上で、6 番、宮崎知恵子君の一般質問を終わります。

ここで、10 分間休憩します。

15 分間休憩します。

休憩 午後 2 時 7 分

再開 午後 2 時 20 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、2 番、岡林哲司君の発言を許します。

2 番（岡林哲司君）

議席番号 2 番、岡林哲司です。

議長からお許しをいただきましたので通告書に従いまして質問をさせていただきます。今回ちょっと 6 つと多めに質問いたしますので、ちょっと早口になるかもしれませんができるだけはっきりしゃべるように心がけ、心がけますのでよろしくお願いいたします。

まず、自治体 D X について伺います。

現在、佐川町のマイナンバーカードの交付率と今現在の活用の状況、マイナンバーカードを利用してどういったことができるかを担

当課長にお伺いいたします。

町民課長（山本壽史君）

それでは岡林議員の御質問にお答えいたします。私のほうからはマイナンバーカードの交付率についてお答えさせていただきます。

令和5年1月末現在、本町のマイナンバーカードの交付率は46.6%となっておりましたが、最大で2万ポイントが付与されるマイナポイント第2弾のキャンペーンが2月末で終了することもありまして、2月末にかけて、多くの町民の皆様がマイナンバーカードの申請に窓口を訪れました。その結果、2末日現在、マイナンバーカードの交付件数は、6,514件、交付率にしまして52.6%となっております。

なお、申請件数につきましては8,641件、申請率としまして71.4%でございます。以上でございます。

総務課長（片岡和子君）

それでは私のほうからは、現在マイナンバーカードがどのように利用できるかというところを、ご回答させていただきたいと思えます。

身近なところで挙げますと、健康保険証としてのカード利用がまず挙げられるのではないのでしょうか。厚生労働省のホームページに掲載されております資料によりますと、町内におきましても、6つの医療機関と6つの薬局におきまして、マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認が実施をされているようです。この医療機関におけるオンライン資格確認は、令和5年4月から原則義務化されていることから、近いうちにいずれの医療機関等においても、マイナンバーカードを利用した資格確認が可能となるものと考えております。

その他、引っ越し手続き、転入転出の予約、それからカードに格納されております電子証明書を用いた確定申告をはじめとするオンライン手続き、マイナポータルを利用してご自分自身の所得情報、年金記録等の各種情報、診療薬剤医療費等の確認が可能となっております。令和5年度末ごろには免許証との一体化も予定されております。

また、今後にと、今後カードに搭載されておりますICチップの空き領域を活用した官民独自の利活用も想定されているところでございます。

さらなる交付率の向上、また継続して所持をしていただくためには、カードを持つことの利便性を住民の方に感じていただくことが肝要かと考えます。将来的には、町独自の利活用もできればと考えております。以上でございます。

2 番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございます。佐川町も2月末には申請率の部分で71%を超えてきているということでございます。

健康保険証としても6病院、そして6薬局で現在使える。そして、そのうち、全体的に使えるようになってくるということですね、もうすでに確定申告はオンラインでマイナンバーカードを使って、スマホなどで読み取ってすることもできます。お薬手帳なども使えると。で、後々は免許証も国が検討しているというところでございます。

町の情報を今いただきました。で、2月末までとされてましたこの2万円分のマイナポイント付与の申請、これがですね、ラスト1日、申請期間が延長されてましてマイナポイントの申請のほうも5月末まで延長ということで3月2日現在のマイナンバーカードの全国の申請率が74.8%まで上がってきております。

今までは、このマイナンバーカードの交付率、これを上げるために、ポイントの付与などの制度がありました。現在の申請率、申請されている分が、すべて交付されれば国全体で4分の3に近いマイナンバーカードが交付をされるという状況になります。

交付率が45%ほどだった昨年の6月19日に、金子総務大臣がマイナンバーカードの交付率で自治体への交付税に差を作っていくという考えがあるということをおっしゃってございました。こういう発言もされている中、全国のほかの自治体を見ていきますと、2月上旬の時点でですね市町村の市の全国でのトップの自治体が、91.8%。町村でのトップはこれ村になるんですけれども、97、97.9%という自治体も出てきております。高知県においては宿毛市がその時点で80.6%という数字でしたが、3月2日の時点になりますと、この数字もさらに上がってきていることが推測がされます。

実質、全国で75%の交付率というのも間近でですね、今後は、マイナンバーカードを持っている方は、手続き等がスムーズに行き、マイナンバーカードを持ってない方が、その余分にかかる事務手数料を支払う、負担するというような政策に今後、傾いてくると予測をしております。

実際について最近ですけれども、岡山県の備前市でも、市長が給食の無償化、これについてですね、マイナンバーカードを所持されてる方はそのまま無償化、マイナンバーカード所持されてない方は有償化をしていくという施策を発表しました。これについてもこの市長もしっかりとこのデジタル化に取り組んでいくために市としてこういう政策を打ち出したということをおっしゃってます。これ、今、現在、話題にもなりいろんな議論がされてるところであります、この点についてどのようにお考えでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

はい、お答えをさせていただきます。先ほど議員のほうからお話がありました、交付税とかについてですけれども、現時点で考えられる交付税や一部交付金の交付に対するマイナンバーカードの交付率の影響、こちらにつきましては、交付率が一定の基準を超える場合に、交付税が加算されるものでございます。また、マイナンバーカードをお持ちでない方が余分に事務手数料がかかるようになるのではないかとのお話もございましたけれども、佐川町におきましては、現時点でそういったことは考えてはおりません。

しかしながら、マイナンバーカードをお持ちになっている方が、行政サービスや民間サービスを受ける上で、何らかの利便性を、享受するのではないかと考えるところでございます。交付税等に、の話につきましても、カードを持っている持っていないというお話につきましても、いずれもペナルティー的な側面ではなく、インセンティブ的な側面はあるのではないかと理解をしているところでございます。

また岡山県備前市のお話につきましては、ニュースサイトで情報を得た程度ではございますが、内容を先ほど議員がおっしゃっていただいたとおりだと承知をしているところでございます。記事によりますと、マイナポイントの付与と同様のインセンティブであるとのことでした。

備前市の今回の件につきまして、佐川町としてその是非をお答えすることはできませんけれども、佐川町で現在実施しております給食費の無償化につきましては、これは町長の公約でもありまして、子育て世帯支援を政策目的として実施しているものでございますので、カードを持っているか持っていないかも、その要件とすることは、今後もないはずです。

しかしながら、交付率の向上であったり、それから継続してずっと持っていただくための施策といたしまして、カードをお持ちの方、取得していただいた方へのインセンティブを否定するものではございません。

いずれにいたしましても、さきにもご答弁させていただきましたけれども、カードをお持ちになっていただくこと、利用することの利便性のほうを向上させていきまして、引き続き利活用をしていただけるように努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

2 番（岡林哲司君）

はい。ご丁寧にありがとうございます。ちょっと例として備前市の給食の話を出させていただきました。これは、佐川町でもそういうのを導入したらどうかというような提案ではなくてですね、今後、この国の施策が、このマイナンバーカードを使ってデジタル化に向かっていくことで、先ほど片岡課長は、このペナルティーを科すようなことは考えていないというお話でしたけれども、ちょっとETCカードを想像していただいたらわかると思うんですけどもETCを導入されてる方は普通より安く高速に乗ることができます。それを使用していない方は、もともとの利用料を払っておりますこれは高くなったわけではないんですけども、安くなってないということとで多少なりとも導入してないことで不利益があると。

これを同じような意味合いで、やっぱりマイナンバーカードを持ってないことでの不利益ってのは今後出てくる可能性がありますので、やはり国の施策として進めてますので町としてもしっかりこの交付率を、上げていくことが重要ではないかというような趣旨の提案でしたのでよろしく願いいたします。はい。ありがとうございます。

マイナンバーカード制度は自治体DXと非常に結びつきの強いものですので町のほうでも、もっと登録をしやすい、例えば、現在ですと、本人確認の必要があるために、例えば、施設に入所されてる方は出向いてくることができず、代理での新申請が困難な方は、ちょっと、その申請作業に困難が生じるというような状況が出ております。

その場合にですね今後申請したいという連絡があれば、施設に町の職員がですね出向いて、登録の作業ができるようなことも考えて

いただきたいんですけれども、この点、どのようにお考えでしょうか。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えさせていただきます。本町におきましては、町の広報、LINE、防災行政無線等を活用した啓発を行うとともに、休日窓口の開設や平日夜間開庁の延長に加え、県のサポートを受けまして、町内の量販店での出張窓口開設を開設し、主にマイナーシストを活用しましたオンライン申請のサポートを行い、マイナンバーカードの取得促進に努めてまいりました。

しかしながら、先ほど申しましたとおり、2月末日のカード、申請率は71.4%、交付率は52.6%であり、県内におきましても決して高い数字とは言えません。そのためにもさらなるカードの取得促進に取り組んで、取り組み、多くの住民の皆様にマイナンバーカードを取得していただく必要があると考えております。

そのためにも、議員のおっしゃられるような施設に入所しており、申請したくても、申請窓口に出向くことができないような方々に対しましても、これからは、施設に出向いて出張窓口サービスを開設し、申請を受け付けしていくように努めていきたいと考えております。

今後におきましても、引き続き町民課としましては、町広報等の活用を、町広報を活用した啓発を行うとともに、これまでと同様、休日窓口の開設、平日夜間の開庁延長に加え、町内の事業所や、先ほど申しました施設等での出張窓口を開設し、マイナンバーカードの取得促進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

2 番（岡林哲司君）

はい。非常に前向きな御回答ありがとうございます。

このマイナポイントの最終の追い込みでですね職員の方にも結構休日出勤等の負担かかっていると思います。その辺りもしっかり考えつつ、町民にサービスが行き渡るように、ぜひよろしくお願いいたします。

先ほど、ペナルティーではないというふうに申しましたけれども、なるだけ町民の方が全国的に交付率が上がってきてですね、持っていないという状況でさまざまな負担が生じるようなことがないように今後とも積極的に、サポートをしていただきたいと思いますよろし

くお願いいたします。

それでは次の質問に移りたいと思います。同じテーマ内ですね、自治体D Xについてお伺いをいたします。

令和4年度デジタル化の現在までの到達時点と、令和5年度の自治体D Xの達成目標、そして今後の展望などありましたらあわせて教えてください。お願いします。

総務課長（片岡和子君）

はい。御質問にお答えをさせていただきます。少し長くなるかもしれませんが御了承ください。

まず、令和4年度の達成時点取り組み状況というところですが、自治体D Xの推進につきましては、国が目指しておりますデジタル社会の実現に向け、地方自治体が取り組むべき事項、内容を具体的に示した自治体D X推進計画をもとに、全自治体において着実に進めることが求められているところでございます。

本町におきましても、令和4年4月より総務課内に情報政策係を新設していただきまして、自治体D Xの推進に取り組んでまいりました。

いくつか具体的に申し上げたいと思います。まずは、自治体情報システムの標準化、共通化に向けた取り組みでございます。これは自治体ごとに違いの大きい自治体情報システムのうち、特に住民サービスに密接な関わりのある住民記録や税情報、社会保障に係る20業務について、国が示す仕様書に準拠したシステムを新たに構築するものとなっております。本町におきましては、現在利用しております情報システムのベンダーと協力をいたしまして、令和7年度に、標準仕様書に準拠するシステムに入れ替える予定としております。これに向けて、本年度、令和4年度につきましては、対象となる20業務に関わる各担当職員の協力のもと、標準仕様書の中身の把握、また、新システムの導入に伴う課題の洗い出し等に取り組んでまいりました。

次に、行政手続きのオンライン化に向けた取り組みでございます。これは従来紙媒体でのやりとりを原則としておりましたさまざまな行政手続きにつきまして、マイナポータルのびったりサービスなどを活用し、申請手続きのオンライン化を図るものとなっております。

本年度は、行政手続きの中でも優先的に取り組むべき手続きとして、自治体D X推進計画において位置付けをされております子供子

育て関連、及び介護関連の合計 26 手続きのオンライン化に向け、申請管理システムの導入、また必要となる例規整備等を進めているところでございます。これにより、当該 26 手続きにつきまして、本年 4 月よりオンライン申請の受け付けを開始する予定としております。

その他、紙原則からデジタル原則を目指す上で、日常業務におけるペーパーレス化に向けた取り組みも重要であると考えまして、それに向けた課題解決にも取り組んでまいりました。年度内に新しいグループウェアの導入を予定しておりまして、これをしっかり運用していくことで、日常業務の効率化につなげてまいりたいと考えております。

また、今のところ、本庁舎のみとなりますけれども、日常業務に使用するパソコンにつきまして、ネットワークへの接続を無線化することにより、会議等でもネットワークに接続された状態で、パソコンの利用が可能となります。これにより、打ち合わせ資料の紙へ印刷が不要となるケースが増え、ペーパーレス化に向け、少しでも前進するのではないかと考えておるところでございます。

令和 4 年度のデジタル化に向けた達成地点ということでございますが、今御説明させていただきました取り組みをもって、十分に取組んでいるというわけではありません。まだまだ不十分ではございますが、一定の進捗は図れたのではないかと考えているところでございます。

続きまして、令和 5 年度の取り組みですけれども、5 年度につきましては、今まで 4 年度に取り組んできたものについて、引き続き取り組みを進めていきたいと考えているところです。

まず、自治体情報システムの標準化、共通化に向けました取り組みといたしましては、先ほども御答弁させていただきましたとおり、令和 7 年度に予定しておりますシステムの入れ替えに向け、国の標準仕様書に準拠するための課題解決に取り組むとともに、新システムに対応する業務フローの見直しも必要ではないかと考えているところでございます。また入れ替えまでの詳細スケジュールの決定や、導入経費等の積算もベンダーと協議していく所存でございます。安全でかつ確実なシステム移行が行えますよう、各課担当職員と連携を図りながら、準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、行政手続きのオンライン化に向けた取り組みですけれども、紙からデジタルへ転換するにあたり、令和 5 年度につきましてはま

ず、行政手続き全般の見直し、総点検を行いたいと考えております。これは書面での申請が本当に必要であるものなのか、あるいは押印が必要なものなのか。はてまたまた、あるいは、対面での受け付けが必要であるのか、添付書類の必要性の再点検などについて改めて見直しを行い、オンラインでの申請が可能なものについて、もちろん一度にというわけにはいきませんが、各課と協議をしながら、徐々にオンライン申請が可能な行政手続きを増やしていき、住民の方の利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

続きまして日常業務のペーパーレス化を初めとする業務効率の向上に向けた取り組みといたしまして、文書管理システム、電子決済システムの新規導入、電子決済を視野に含めた財務会計システムの再構築の検討をしてまいりたいと考えております。現在、すべてが紙媒体により順番に決裁権者が押印をし決裁を受けている起案文書について、これをシステムを導入することにより可能な限りデジタルで完結することを目指すものでございます。令和5年度におきましては、令和6年度の事業化に向けてどこまでシステム化するのか、課題整理を含めて協議を進めてまいりたいと考えております。

令和5年度の達成目標ということでございますが、どこまでできるかわかりませんが、今御説明をさせていただきましたところにつきまして、担当とともに全力で取り組みを進めてまいりたいと考えております。また、その後の展望ということでございますが、令和7年度がゴールであるとは考えておりません。むしろ7年度は通過点でありまして、その後も継続してデジタル化に向けて取り組んでいくことが重要と考えております。デジタルに精通する職員もまだまだ多いとは言えない状況ですので、一足飛びにというわけにはいかないかもしれませんが、職員全員で協力しながら、佐川町の状況、実情に沿った形で、着実なDXの推進を図りまして、住民の方の利便性の向上、職員の業務効率の向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。ありがとうございました。

2 番（岡林哲司君）

詳細な情報、ありがとうございます。もう本当にオンラインの行政の手続きですとかもうすでに始まっている部分もあるという、またこの令和5年度の時点でできることも増えていくというようなお話でした。

その中で令和7年度中に各自治体が持つ住民のデータの標準化・

共通化というものを控えているというところで、やはりここに向けてですね各自治体も準備していきつつだとは思いますが、やっぱりこの標準化・共通化がしっかりできないとあまりこうフライングしてデジタルを導入して、こういうふうに変えましょうとなってもそこと情報が標準化・共通化とシステムが合わなければ、また2度手間になるというような状態でもあるということがわかりました。ありがとうございます。

とにかくその令和7年度、ここの通過点と先ほど課長おっしゃられましたけども、ここに向けてですねしっかりと今できるデジタル化、これに取り組みつつ、この標準化・共通化というところにしっかり照準を合わせ、その時点からまたしっかりと動き出せるような準備をしていただきたいと思います。

そこでお伺いをします。今年度デジタルを推進するにあたってですね、情報政策係というものを1人専門で置いていただいております。このことは昨年の議会で質問させていただいたと思うんですが、もしこの1名の担当の方がですね、何らかの突発的な要因で職務が続行できなくなった場合に、その代わりの仕事を担当できるような職員さんが今いらっしゃいますでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。現在の担当職員が不在になった場合についてですが、情報政策の担当職員には、やはりある程度の専門的知識の習得も必要ですし、またネットワークやシステムの障害対応につきましても、ある程度の経験が必要と聞いております。そういったことを考え合わせますと、全く、今いる職員と同じ業務を行わせる職員がいるかということ、なかなか難しいのではないかと考えているところでございます。以上です。

2 番（岡林哲司君）

はい。なかなか代わりの方がいないというようなお話でした。それだとやはりですね万が一ということがあった場合に、今進めているこのDXの動きが、ちょっと一旦止まってしまうというようなことも考えられます。そこでですね令和7年度の標準化・共通化に向けてですね、しっかりと佐川町としてこのデジタルに取り組む部署というか、複数名での体制を構築していく。もちろんですねデジタルの知識っていうのは必要だと思うんですが、それプラス、やはり行政の仕事をやっぱり把握してる人間でないと、失礼しまし

た。この自治体D Xにしっかりと行政の職務を適用させていくってことは難しいと思います。

そのためにもやはり今1名の体制ということですが、これを複数名の体制にさせていただいて、行政の仕事の知識も増やしていきつつ、デジタルの方の知識もやはり、やはり伸ばしていただく必要があるのではないかと思います。そのあたり複数名の体制ということに、対してどのようにお考えでしょうか。お願いいたします。

総務課長（片岡和子君）

はい。そのことについて私のほうからお返事、お答えをさせていただきたいと思います。

このD Xの取り組みを推進していくためには、相応の職員体制はやはり必要不可欠だと感じているところでございます。

社会情勢のほうでデジタル化、オンライン化に向かっている現在、佐川町らしい取り組みを推進していくためには、担当課だけではなく、庁内の各課局と連携を図り、体制をとって進めていく必要もあると思いますし、また1人の担当がその業務を推進していくというのには限界があるのではないかと思うところで、可能であれば、複数で体制を取り、取り組んでいく、そういったことが理想ではなかろうかと思っております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

はい。やはり複数名でその業務を進めていくほうが作業仕事が止まらないということもそうですし、よりこのD Xを深めていくということにもなると思いますので、ぜひご検討のほうよろしくをお願いいたします。

ただ、このD X化に伴ってですねD X導入したからといって住民の方が皆さんこのオンラインの手続きですとかデジタルが活用できるかというたら難しいと思います。このデジタルに転換していく時期というのは今までやってたアナログの仕事と、このデジタルの仕事が両方、職員の方にはかかってきますので、いろいろ職員も少ない中でですね体制作りも大変だと思いますけれども、ここ、もう大変なこの変換期ですけれども何とぞ、しっかりと、取り組んでいただけるよう、お願いをいたしましてこの質問を終わりたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

佐川地区に集落活動センターの設置をということですが、

まず、健康福祉課長にお伺いをいたします。この佐川地区のあったかふれあいセンター、さかわ夢まち協議会さんですね、が、今受けてあったか未来センターをやってらっしゃいますけれども、ここの活動についてまず、このあったかふれあいセンターという事業になる前にですね、3年間、この団体がボランティアで運営をしていた時期が、あります。そしてその中で少しずつあったかふれあいセンターやほかの集落活動センターがしているような事業をしてきたと。

その中でですねあったかふれあいセンターの事業となりまして、この2年間ですかね、活動してきた流れの中で、どんどんその利用者、そして住民の交流も増えてきているというふうに伺っております。今後このあったかふれあいセンターの活動をより活発に、円滑にしていくためにはどのようなことが必要だとお考えでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

岡林議員の御質問にお答えをさせていただきます。この佐川地区であったかふれあいセンターが立ち上がったわけですがけれども、議員おっしゃいましたように、それまで非常にですね、住民活動の中で、他のところはあったかセンターとか、拠点がない中で本当に手弁当ですね、ボランティア活動をしていただいて、そしてあったかふれあいセンターになったという経緯がございます。本当に今感謝をしております。その中で今ですね佐川地区のあったかふれあいセンターについての課題というところでは、私は大きく2点、今、あるのではないかと考えています。

1点目はですね、ソフトの部分になりますけれども、これはあったかふれあいセンターというのは、地域福祉の拠点ということで、高知県が進めている事業になります。その中でいくつか、集いであったり交流であったり、生活支援であったり送迎、つなぎであると、そういった機能をやっておりますが、この機能的な充実ですね、例えば、健康福祉課が持っております地域包括支援センター、高齢者の方の相談窓口になりますが、そういったところのつなぎであるとか、そういった個々のコーディネーターなりスタッフなり、そういったところの質の向上というものが当然のことながらまだまだやっていただきたい部分はございます。

もう一つ、これはハードの部分になりますけれども、これは今現時点ではですね社会福祉協議会が所有しております、夢まちランドという施設の中にあります。これ先ほどおっしゃっていただきまし

たように、立ち上がってから、だんだん利用が多くなっておりまして、この建物、このハードの受け皿といいますか、そういう部分も、もう一つ大きな課題であるというふうに考えてます。以上です。

2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。2つ、ソフト事業のほうの充実と、ハード面の問題というところがあるというふうに伺いました。

夢まちランドとしてこの使ってるこの建物自体がですねもともと福祉事業のために建てられた建物ではないですし、佐川地区自体の人口が6千人と多いこともあり、なかなかこの建物ではこの福祉の事業がですねスムーズに運営できていない部分もあるということです。

佐川地区の住民が多数関わり、ボランティア時代も含め、地域の福祉と住民の交流に貢献をしてきていること、そして集落活動センターの理念にもあるような、地域の住民の交流や多世代の交流による文化の継承などの活動にもこの団体は貢献をされております。

佐川町としては、全部で5つのあったかふれあいセンターがあり、そして他の、他の4つの地区はですね、集落活動センターとともに設置をされております。佐川地区は先ほど課長の御答弁にもありました通り、社会福祉協議会、社会福祉協議会さんから借りている建物でその事業をされております。そしてこの建物ですけれども、今のところ耐震化がされておらずですね福祉の活動をされているんですけれども、ちょっと狭い急な階段で2階に上がる必要もあります。そしてこの何とかこのですね建物に代わるものもしくはこの建物を新しくする、手を加えるですとかもしくは集落活動センターを設置するというような予定があるかどうか、担当課長にお伺いをいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

まず私のほうから少しお話をさせていただきます。この先ほど申しました夢まちランドですけれどもこのあったかを委託をさせていただいております夢まち協議会、それから所有者である社協、社会福祉協議会さん、そして、健康福祉課ということで、この建物の課題についてはですね、常々共有をしております。中期的な課題としてとらえておりますけれども、現時点でですね具体的にどうするかという計画はの予定はないということではございます。

この佐川地区のあったかふれあいセンターをどうするかというと

ころですけれども、これはほかの地区と大きく違うところがあります。それは人口の問題、6千人。人口でいえば6千人。高齢者、お年寄りであれば2千人以上、おいでするという中で、この夢まちランドをどうするかということもありますが、佐川地区全体をどういうふうにあったかふれあいセンターを運営していくかというような大きな意味での課題もございますので、そういったことを共有しながらですね、今後検討をしていくということになります。以上です。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それでは私のほうからは、集落活動センターの件につきましてお答えさせていただきます。

これまでの佐川地区での集落活動センターの考え方につきましては、町の中心部に位置をしているというところから、健康福祉センターかわせみ、または佐川町役場、文化センターなど住民が集う場所につきましては、比較的確保しやすい環境があることや、例えば佐川の農産物を使用しての特産品づくり、また配食用のお弁当づくりなどこうした活動を行いたい場合でも、地場産センターの厨房などを活用する、することができるというこうした観点から、佐川地区には集落活動センターを設置しないこととしてまいっております。

しかしながら高知県のほうが令和3年度に県内全域で実施をいたしました集落実態調査での結果を踏まえまして、佐川地区のように、本来その集落活動センターというのは、これ小学校単位の行っていくところなんです、こうした佐川地区のような比較的大きな、集落でありましても、集落、活動センターとしての構成集落として入っていない、その自治会、そういった自治会ごとを一つの単位、いくつかの自治会の一つとして、存続が心配される、そうしたところを対象として活力を生み出すための取り組みとして、支援していく場合には、集落活動センターのほうも設置することができると、こうした制度となりましたので、佐川地区におきましてもこうした制度に照らし合わせまして、集落活動センターとしての活動が可能であれば、設置に向けた取り組みのほうも考えていきたいというふうに思っております。以上です。

2番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございます。令和3年度の実態調査で県のほうでも制度が変わり、自治会地区の単位であれば、自治会の単位であれば、佐川地区にも集落活動センターの整備ができるような制度の

変更がされているということです。

ただ集落活動センター事業を受けて、1回始めてしまうと今のあったかふれあいセンターの事業だけでなく、集落活動センターとしての業務も必要になってくると。その辺りしっかり団体としてカバーができるかというところを、検討をする必要もあるというふうに思います。そして今のところ、健康福祉課長の御答弁でも今のところ建物を建てるという予定はないというふうなお答えでした。

周りのですね佐川町内のほかの地区見ていきますと、斗賀野ですとか黒岩の集落活動センターを見ていくとですね、あったかふれあいセンター事業というのをしている中で、例えば百歳体操をしながら、集いもしながら、そして個人情報等保管してる事務所の部分ですね別に独立をしまして、そこからしっかりと周りも見えるような建物のつくりになっています。調理場もすぐ近くにあってこの建物でですね、お祭りのような集まりがコンパクトに開催できるような仕組みになっています。

確かに先ほどの答弁にも、あったようにですね例えば役場ですとか、かわせみ、文化センター、そういうところで集まることはできます。そして地場産センターで調理をすることができるんですけども、これを活動されてるメンバーの団体でですね、例えば作ったものをすぐ出すような、食のイベントであったりですとか、地元のその集落の方が集まって、さまざまな催し物をするというふうになった時にそれぞれの機能が独立してあるっていう話だと、なかなかこのイベントというものやりにくいんじゃないかなと、そういう、周りにそういう施設があってそれを受けて活動されてるのが同じあったかふれあいセンターという事業ですので、佐川地区のあったかふれあいセンターをされてる夢まち協議会さんから見ても、とても感じ的な話にはなりますけれども、うらやましく見えるのではないかなと。

あと実際、先ほどもありましたけども6千人という規模の集落ですので、今後過去の活動をですね、どのように広げていくかっていう部分で、やはりどっかのタイミングで、建物というものの設置というのも考えていくようになってくると、なって、必要になってくるんじゃないかなというふうに思います。

続いて2つ目のテーマですが、つなぐ、すいませんつながっているんですけども、今後は佐川町もですね他の周りの自治体と同じ

く、人口減少、全国的に見てもこれはもうちょっと免れないような状況になってきております。移住者の方にも来ていただいておりますが、これから、人口が増えていくってのはなかなか難しいような状態だと思います。今日山本議員の質問でもありましたけれども。人口が減少していく中でですね、新しい建物を建てるということは維持管理コストが増えるということでもありますので、現在この維持をしている町内にある古い建物についても、使っていないものは精査をし、今回、役場前のシルバー人材センターが入ってた建物の取り壊しというのも予算に入ってたけれども、そして必要なものを新しく建て直す必要があるというふうに考えております。

ただ、今後人口の減少というのを考えていきますと、今まで単体で存在をさせていた施設もですね、今後は、さまざまな相乗効果を考えつつ、運営コストや建築コストっていうものを考えて複合施設として考えていく必要があるのではないかと思います。ですので、集落活動センターをもし今後設置するという検討を始めた場合にですね、ほかの機能を持った施設、例えば商業に関わる施設ですとか、お隣の日高村にあるような観光事業も含めたような施設、または地域の文化継承のために例えば青山文庫のような博物館ですね、こういった文化施設と一緒に共存するっていうことも考えられると思います。

しかしこれを実現するには、制度の問題や予算の問題と、新しい制度設計などが必要になってまいります。

それを踏まえても、町として、課を横、課を横に跨いで縦割りでなく横にまたいで、まちづくり推進課と産業振興課であったりですとか、まちづくり推進課と教育委員会、そのほかに外部連携で、まちづくり推進課と観光協会や商工会や、しあわせづくり佐川のように、複合的に一緒にこの建物を運営していくというような、複合施設の構想が必要ではないかと思いますが、このような複合施設について、御見解をお聞かせください。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それではお答えさせていただきます。まず集落活動センターが整備されるとしたらというところですが、まず集落活動センター、こちらのほうをですね設置するに当たりましては、まず佐川地区ということで行きますと、この佐川地区全体でこの地域の存続に向けて、向けていくためにこういった課題があるのか、そして将来像をきち

っと描いて、共有していくということがまず重要になってきます。

そうした課題それから未来創造したところですね、佐川地区がこうした方向でこの集落活動センターをやっていくんだといった中に、そういった文化施設でありますとか、商業施設、そういったところを活用しての取り組みがここの地区にとっては有効であるということが考えられますと、そうしたところとの施設の連携というところを考えながら、施設の建設等考えてくのは十分に考えられることだというふうに認識しております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

はい。可能性はあるということで、それぞれの課が担当する業務、担当の所掌や業務区分というのも決まっていると思います。その中で課をまたいで物事を進めていくというのは、さまざまなすり合わせですとか協力が必要になってきますので、大変なことだとは思いますが、今後の人口減少や地方の自治体のあり方を考えていく上ではこの課の垣根を越えてつなぐ必要というのも出てきますので、もし何かまた、老朽化施設、これを再建するということがあれば、そこに入ることが可能性があるかとか、そういうこともあわせて検討をしていただきたいと思います。

そして何よりこの質問の冒頭でも触れましたが、佐川町内には5つのあったかふれあいセンターがあります。地域の福祉のためにさまざまな活動を皆さんがされています。それぞれのあったかふれあいセンターにちょっと聞き取りとかにも行かしていただいたんですけども、やはりそれぞれの地区でそれぞれの問題抱えつつ、それでも懸命に職員の方は取り組んでくれて、くれていますので、町としてもですね、このあったかふれあいセンターのサポートをしっかりしていただきたいと思いますということを、付け加えましてこの質問を終わりたいと思います。

続いて次の質問に移りたいと思います。

新文化拠点について伺います。新文化拠点の建設については、約6億円でプロポーザルをして業者を決定しておりました。今実施設計が進んでいる段階ですが、このプロポーザル時に6億円の予定だった建設費用は、コロナ禍やこのウクライナの戦争による資材高騰から、この金額はどれぐらいに上がっているかというのをちょっとお伺いしたいです。

教育次長（廣田春秋君）

はい。それでは岡林議員の御質問にお答えをいたします。議員がおっしゃられるとおりですね設計プロポーザルの公募時、これ令和3年の10月ですけれども、この時点では建設費の想定として6億円、税込みで6億6千万円で募集をしております。ただし、この場合にはですね、解体費とか基礎工事の前の地面をならすような事業工事とか言いますけれども、そういうものは別で募集をしております。

それで次に基本設計の完成時、これは令和4年の6月、この時点での概算費用が7億8,600万円というふうになっております。その後、予算のをとるといふところの段階、実施設計の、これもあくまでもあくまでも実施設計の途中での概算ですけれども、令和4年の12月時点、この時点で8億9,200万円というような額が出ております。で、予算の査定を経まして、現在、基本設計費の概算額でありました7億8,600万円の、を目標にいろいろ削減を目指しているというようなことになっております。

なお工事費に係る物価の上昇率につきましては、業界紙の情報になりますけれども、建築資材物価指数というのがありましてそれを見てみますと、プロポーザル時の、令和3年の10月ですけれども、それを100としますと、令和4年の12月時点、これでは、この時点が134ということで30%以上の上昇というふうになっております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。地ならし代というか地面のことは含まず、6.6億円のプロポーザルだったということです。これが資材の高騰を経てですね9億円近い見積もりになっていたのを、またこれを1億円ぐらい下げていくという今段階にあるというお話です。

この物価の高騰に関してはもうどうしようもない状態というか、これも上がったものが上がっているんで、この物価の上昇を下げてくれるのは無理な話だと思うんですけども、この今、いろいろ精査をして、実施設計の金額を下げていく段階でですね、もし必要な部分を削ってしまつてですねこの建物の耐用年数が下がるとか、機能が低下するということがあつては、これから何十年とこの町民が使っていく、施設にそういうことが起きたら、この負担をする町民としても困ると思い、思うんですけども、このあたり、どういうふうにお考えでしょうか。

教育次長（廣田春秋君）

はい。お答えをいたします。まずこの数字1億ってちょっと大きいなという感じのところありますけれどもあくまでも概算での比較というところですので、概算で見ると1億の削減が必要ということですので、今、設計業者さんとも協議をしてるところですけれども、まずは概算であった経費について現在、積算作業をしっかりと進めておりますので、概算の価格ではなくですね、資材や設備等について、しっかりと見積もりを徴収した上で、正確な積算を進めているというのが1点です。あわせて、それだけだとなかなか1億という数字できませんので、資材の見直しを中心に、工事費の削減についても、実施をしているということです。

いくつか例を挙げますと、建具の資材の見直し、これ一部構成建具、金物の建具だったものを、木材の木製の建具に変更することによって削減するとか、あと資材の量の節減ですね。これは文化拠点、はりがいっぱいあるような施設になってますけれども、その小はりの間隔をちょっと伸ばすと変更することによって、資材量の削減を図るとか、あと土壁の採用の見直しであるとか、収蔵庫の本棚の変更というようなことで削減を図っているということになります。

なおこうした削減を行うことで、大きな影響がないと。耐用年数が大きく変わったりとか、維持管理の経費が増大すると言ったようなことは想定されないというのは設計業者には確認を取っております。

またこの削減においては、新文化拠点の主な機能である、図書館機能とか交流機能に影響の出ないように、利用者が不便になるような見直しはしないということを決めて、協議をしております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。機能面や、この使用にあたってですね、不具合がないようにということで進めていただいているということで安心をしました。

もうこの、建物の資材が上昇している価格が上昇しているってことは、ちょっとしょうがないことなんですけれども、私の懸念というか、心配事というのはもう1点中身の計画のほうにあります。

この建物をですね、図書館という名前ではなく、新文化拠点と名付けられております。もちろん図書館としての機能もそうなんです

けれども、新しいこの文化の拠点になるような施設ということだと思います。

近年若者の活字離れが進んでおりましてタブレットでデジタルで読んだりですとか、動画や音声で聞くことのほうがどんどん多くなってきております。その中でこの文化的な財産としての図書、いわゆる本と地域の重要文化財をデジタル化して、デジタルアーカイブを作っていくというような流れになっているという説明を受けました。ですので、このソフト事業ですね、こちらがしっかりしないと、このせっかく作ったデジタルアーカイブが、しっかりと利用されなくなってしまうと、この新しく出てくる、今後新しく出てくる技術というのも含めてですね、この新旧の文化を織り交ぜて住民が楽しめる触れられる、そして学べるこの新文化拠点の役割が、果たさなくなってしまう恐れがありますので、こういう中身のソフト面、建物を建てる金額は上がったので、この中身のソフト面をちょっと、削ってしまうとかそういう計画はないかどうかの確認をお願いいたします。

教育次長（廣田春秋君）

はい。お答えをいたします。現在、建物の経費削減に努めているところですが、この経費削減によってですね、ソフト面の方の計画を変更するというようなことは今のところ考えてはおりません。

議員もおっしゃっていただきましたけどもこの整備の基本計画においてソフト面としては、他機関とか施設とのネットワーク化であるとか、デジタル素材の活用、それからデジタルアーカイブの構築というのも掲げておりまして、これらのソフト事業を機能させるための機器、機械、機器とかシステム、例えばですけども図書館の蔵書管理のシステムであるとか、検索システム、それからデジタルアーカイブのシステムについては、もともとこの建設費用には含まれてはいないと、ということなので、今回のこの削減によって影響があるということにはなってはおりません。

ただし一方で、そういった機器やシステムについてもですね同様に価格が高騰しているということも聞いておりますので、より効率的な機器やシステムの選定に向けて努力もしていきたいというふうに思っております。

またソフト面についてはですね、機械やシステムに加えてですね、

それらを運用する人材とか、組織もすごく重要になってきます。

こちらについてもですね最適な形を作り上げていきですね、建物だけでなく、その中身についても充実を図りたいというふうに思っております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

はい。まさにその中身、動かしていく組織ということで、ことなんでしょうけれども、住民にいかにこの新文化拠点を利用いただいて、その文化、文化の継承ですとか、伝統、そして新しい文化や技術との融合を体験していただけるかというところが大事だと思います。この中身について先進的で前向きな取り組みをぜひお願いいたします。

ここで1点、この最新の技術というのもちっと触れてみたいと思います。

昨年の11月にですね、アメリカのオープンA Iという会社が、チャットG P Tというサービスを始めました。この新しい技術について廣田教育次長ご存知でしょうか。

教育次長（廣田春秋君）

はい。報道とかニュースで見たことありますけれども詳しい内容については把握はしていません。以上です。

2 番（岡林哲司君）

はい。このサービスなんですけれども、言葉で説明してすぐ理解するというのは、私もちょっと読んで理解するのに時間がかかりましたけれども、人工知能によって、インターネット上のテキストデータからえられる情報を学習し、言語処理をしてですね、こちらが記入した文章というのを読み取り、それを理解して会話をするように自然に返答してくるシステムというようなことです。

ちょっとわかりにくいんで、例えばこのチャットG P Tについて、チャットG P T自体にですね200文字程度で自己紹介をしてくださいというふうに入力した場合に数十秒程度で返ってきたこの返答をちょっと読み上げます。

「初めまして。私はチャットG P Tという大規模な言語モデルです。オープンA Iによって訓練され、さまざまな自然言語処理タスクに対応できるようになりました。日本語も含めた多数の言語に対応しており、テキストに対して回答を提供したり、文章の生成や翻訳要約意見分析などを行うことができます。

私の学習には、巨大なテキストでデータセットが用いられ、大量の文章を学習することで豊富な知識と言語処理能力を獲得しました。人工知能の進化に伴い、さまざまな分野で利用されることが期待されています。

私は常に学習を続け質問に対して最適な回答を提供できるように努めていきます。どうぞよろしくお願いいたします。」

というのが数十秒程度で返ってきます。このこれ大体 300 文字以下、大体 200 数十文字で返ってきてるんですけども、こういった文章に対する答えも出してきますし、他の言語への翻訳ですとか、プログラミング、もしくは皆さん仕事で使っていらっしゃると思いますけど、エクセルの関数を自動で書いてくれたりとかもしてくれます。

こういう技術が進んでいくことによってこれから翻訳ですとか、定型文の作成、言語の学習、カスタマーサポート等の仕事が今後 AI に置き換わっていくというような時代がそこまで来たというようなことでございます。

この人工知能にですね、アメリカのある大学の入試を受けさせたところ、B マイナス判定で合格の判定が出たというような結果も出ております。一方で簡単な数式の計算を間違えるとかまだまだ学習をさせていく必要があるという、これ最新技術の紹介なんですけれども、これはあくまでも例ですね、こういう新しい技術がどんどん出てきますので、この新しくできる文化拠点でもですね、この、この技術ということではなくって、この新しい技術を積極的に学んで、それを取り入れて、住民に対して提供をしてくれるような、スタッフが理想的だというふうに思います。

そういった学習意欲のあるですね方に、ぜひこの新文化拠点のスタッフさんになっていただいで、なっていただきたいと思うんですけども、この辺り、どのようにお考えでしょうか。

教育次長（廣田春秋君）

はい。お答えをいたします。チャット G P T すごいなというところで、これ一つの例だとは思いますが、こういった先進的な技術を、に前向きに取り組むというか、何か私だったらもうええわみたいのところありますけどそうじゃなくて、こういう新しい技術がどんどん出てくると思いますが、そういうのに前向きに取り組んでですね、そして、何より大切なのはそれを伝える、ガイドの役

割になるというような人材を育てていきたいですし、もしかしたらこの外部の活用も含めて、そういうような組織をつくり上げる必要があるなというふうに感じております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

はい。ぜひ今あるものだけでなくですね、新しいものを取り入れてどんどん住民にそれを紹介していただけるような施設になるように期待をしております。

新文化拠点に対する質問はこれで終わります。

次の質問に移ります。朝ドラ放映への対応状況はという質問に移らせていただきます。

それに、まず先立ちまして、令和3年度の佐川町への観光客の訪問者数と、同様に令和4年度、まだ終わってませんけれども今まででわかってる分の観光客の訪問者数を教えてください。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。まず佐川町の観光客入り込み数の公表についてですが、こちらにつきましては上町地区周辺の旧浜口家住宅、それと佐川地質館の来館者数を用いまして、公表のほうをいたしております。

近年はちょっとコロナの関係で観光客が減っておりますのでまずその参考になる数値といたしまして、新型コロナウイルスが流行する前の平成30年度、こちらにつきましては年間4万3,341人というふうになっておりまして、令和元年度からは令和元年度、あの1月ごろから新型コロナの影響も出まして、4万2,553人と微減というふうになっております。以降、令和2年度につきましては2万6,501人、大幅な減少となっております、令和3年度につきましては、若干回復をしておりますが、3万1,952人というふうになっております。

本年度につきましてはこの4月から令和5年1月末まで、この10カ月間の数値になりますが、3万4,330人というふうになっておりまして、前年度の同時期が2万6,321人というふうになっておりまして、この10カ月間だけで比較しましても、130%の増というふうになっております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございます。

らんまんの放映の決定からですね、約1年とひと月がたちまして、

やはりコロナの収束というのものもあるかもしれないんですけれども、来町者数というのは、体感でも町を歩く人見ても、増えてきていると思います。

そしてもう1カ月もないんですけれども4月にはドラマが始まりますので、序盤、ドラマのちょっと中身については把握してないんですけれども、牧野博士に変わる万太郎のですね少年期、こういう佐川町が舞台になるであろうというところを想像するところからすると、この4月以降、どっと観光客が増えてくるんじゃないかなというふうに予測をしております。

では観光についてですねガイド、このまち歩きガイドですとか草花ガイド、この受け入れ可能人数、これをですね、草花ガイドはまだこれからできてくると思うんですけれども、令和3年度、4年度、5年度でどういうふう to 受け、受け入れ可能人数のほうが変わってきているかっていうのを、お願いいたします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。まずまち歩きガイド、こちらのほうですが、まち歩きガイドにつきましては令和3年度11名の方、それから現在令和4年度につきましては15名です。で、来年度、令和5年度につきましては2、3名増加するというような見込みで現在おります。

ガイドにつきましては1人のガイドが案内する、人数につきましては、10人程度が適当ということではありますが、最大15人程度でありましても、十分に対応することができるといふふうにお伺いしております。

草花ガイドにつきましては、令和3年度、これ組織ではないんですが、牧野公園の整備に携わるものなどが3名程度で、こういったガイドのほう、ボランティアでやってきた実績もございます。

令和4年度につきましては、現在ガイドの育成のほうを行いまして、8名が今運営できるそろっておりますので、令和5年度につきましてもこの8名でスタートのほうをしていきたいというふう to 考えております。

こちらのガイドの受け入れ人数につきましても、まち歩きガイド同様10名程度が理想ではありますが、15名程度でも可能というふうにお伺いしております。以上です。

2番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございます。まち歩きガイドの方が15名程度プラス2、3人増えるかというところで草花ガイドの方が8名ということで、いずれも10人から15人を受け持てるということになると100人ぐらいの規模だと受けられるということだと思います。

そうですね、徐々に受け入れ人数が増えてきている。ただこの受け入れ人数がですね実際このどっと来る観光客に対応できるかどうかという、ちょうど先ほどですねまち歩きガイドをされてる方と、お昼に会いまして聞いたのがですね、ひとかたまりで120人とかいう方がこられる予約が入っているということで、その塊が来るとその時間帯はもうほかのガイドはではなかなか受けづらいというような状況にもなると思います。けど、これぐらいの塊の人がですね、佐川町の上町地区に訪れていただけるというような状況が今、発生しております。

これからまた増えてくると思いますので、ちょうどこの数年です、まちまるごと植物園や、牧野公園の整備、そして牧野博士の聖地の道の整備など、町民の方が、どんどん活動をしていただきます。この活動が生かされる時がもう、そこまで来ているということです、この活動を通じてですねしっかり佐川を知っていただきたいというふうに思います。

実際に佐川町に来町される方の中にはですね、ガイドが必要な方とをまた自分で回りたいというような方もいらっしゃると思います。そういったお客さんにしっかりと情報を提供すると同時にですね、そのガイドを受けた方も受けなかった方も、そういう方のフィードバックですね、これをしっかりと獲得して、このガイドさんですとか、活動されてる皆さんにしっかりとこれがフィードバックが柔軟に対応できるように、このガイドさん団体へのバックアップも町としてよろしく願いいたします。

そしてもう1点ですね佐川町で1日に宿泊できる観光客の最大数を何人か教えてくださいという質問をするように予定してたんですけどもちょうど昨日森議員の質問で同じ質問が出ました。3業者で50人が、マックスということでありました。

で、実は今現在は道の駅の工事の関係者ですとか、新産廃処理の工事の関係者も宿泊をされているというふうにお聞きをしております。4月以降は道の駅の工事については多少落ち着いてくるということで、新産廃処理場の関係者とあと観光客ということになりそう

です。するとこの 50 人からも減ってくるというふうな予想になります。

ということはですね、この佐川を訪れる観光客っていうのは、どこか別のところにまとまって佐川に来るということになるんですけれども、この近隣市町村にある宿泊施設や、道の駅等に、この佐川町の牧野博士に関わる植物ガイドですとか、そういうまち歩きガイドですとかそういうものを紹介する、リーフレット等の広告物というのは配布をされているんでしょうか。また、もし今ないとしてその計画は、あるのか、担当課長にお伺いをいたします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。この仁淀川流域周辺につきましてはこれまで仁淀ブルー観光協議会、こちらが全体の流域全体ですね、観光施設等のパンフレットなんかの配布のほう行ってきました。

今年度ですね牧野博士に関わる、こういったガイドブックっていうのはこれだけにかかわるものはなかったわけですから、これを今回観光協会の方が作成をしております。

で、まだですね実はこの町内だけで結構人気のあるものまできたばかりなんですけど、町の観光大使を務めていただいております小野大輔さんの監修の部分もありますので、ちょっとあまりこう広く出せるほどの数がですね、どれだけいくかということもありますけど、そこにつきましてはまた配布計画、観光協会のほうともですね、確認をしながら進めていきたいというふうに考えます。以上です。

2 番（岡林哲司君）

小野大輔さん監修の小冊子、緑の分ですね、があるということで。こちらについても数の限りもあると思いますけれどもこの他の自治体へつなぐっていうのをこの仁淀ブルー観光協議会とか県がやってくれるということなんですけれども、町としてのその小回りの利く情報の提供というのができるかということちょっとそこが不透明な部分もあります。

そこで私からの提案なんですけれども、佐川町にはこんな観光資源があるという情報、その小野大輔さん監修のリーフレットというのも含めてですね、そういう情報をせめて佐川町とこの佐川町の周辺、観光客の方が泊まりそうな周辺の宿泊施設、他の近隣の道の駅とかに確実にこの情報をしっかり佐川町として置かせていただいていますね、観光客の方が手にとって情報をられるようにしていただき

たいです。これについてどう思われますか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。観光業務のですねPRにつきましては町のほうから観光協会のほうに委託もしております、観光協会のほうでこういった形でPRをしていくのかという計画のほうも、立てられていると思います。

そういったところを含めましてこうした近隣のほうにどうした、こういった形で配布していった方が有効な手段なのか、そういったところもしっかりと観光教育協会と協議しながら、進めていきたいと思います。以上です。

2 番（岡林哲司君）

観光協会の方に業務委託されているということで、委託をされている事業ですけれども、しっかりと町のほうでもですねこういったことがされてるのか、しっかりと情報が外へ出されてるのかというのを短いスパンで確認をしながら、ぜひ業務を進めていただきたいと思います。

なかなか予算の関係で大量に物を刷って出したりですとか、いろんなメディアを使うのが難しい時とかもあると思うんですけれども、そういった場合もですね、例えば紙もの1枚、小さいリーフレット、まあ、チラシとかポスターのようなものを1枚作らせていただいてですね、それを各周辺についての市宿泊施設とかに貼っていただくということで、その中に例えばQRコードをつけて、そこを見ると、町が準備、観光協会でもいいですけれども設置しているPDFのようなものが開けると。このPDFを新しいものにどんどん更新していけば、宿泊先でお客様が見る情報は常に新しく更新されていくというようなことももう簡単に仕組みとしてつくれると思いますのでそういったことも含めてぜひ検討してやっていただきたいと思います。

そして今回このらんまん放映の機会にですね、初めて佐川町を訪れるという方も多数いらっしゃると思います。春先からドラマが始まりますので、さまざまな、ちょうど春で、山野草や、草花を楽しみに来られると思います。中には植物学的な観点まで、興味を持たれるという方もいらっしゃると思いますが、単純に、ドラマを見て牧野さんの故郷に行ってみようですとか、あの俳優さんが歩いた場所、ここでちょっと写真を撮りたいというような方が、多数ではないか

と。過去のドラマの聖地などを参考にしても、そういうふうに、感じます。

その中でですね、佐川町の立ち位置としては、やはりこの牧野博士のふるさとということで実際に少年期に牧野博士が駆け回ったような山もありますし、そこで植物を楽しんでいただいたり、おいしいデザートを食べてもらったり、お食事をしてもらったり、楽しんでいただけるのがいいかなというふうに思います。

そして特にその中でも、専門的にこの植物についてもっと知りたいというような、お客さん、観光客の方がいらっしゃった場合に、そういう方をしっかりと研究施設である、県の牧野植物園などにおつなぎできたらなど。というところで植物草花ガイドの方も多数今、育成されて増えてきてると思いますけれども、あんまりこう難しい植物の話になると、対応できない部分もあるかと思いますが、そういうところはしっかり県につないでいくというような形で、大丈夫だと思いますので、とにかく、観光客の方に、ガイドを通じて楽しんでいただくというところを重点的にお願いしたいと思います。

そして、つなぐということになるとですねもう1点、7月にオープン予定のまきのさんの道の駅佐川これへのつなぎをしっかりとお願いしたいというところでございます。ドラマの進行からは、ちょっとおくれってしまう7月中旬のオープンの予定ということでこのらんまんの関係で、それに先立って、7月までに佐川町に来るお客さんにですね、ぜひその7月中旬に、まきのさんの道の駅佐川という牧野さんをテーマにした、道の駅がオープンしますという情報をですね、しっかりとお伝えしていただきたいと、その仕組みづくりをお願いいたします。

どういう施設ができるのか、どんな楽しみ方ができるのか、これをしっかりと佐川に来るお客さんに事前に伝えていただいて、佐川にこられたとき、まず楽しんでいただいて、またその施設を見に体験しに、来ていただきたいと、来たいと思っていただけるような、この流れですね木のおもちゃ、木のおもちゃ美術館と道の駅についての開業をお知らせをすると、この広告物に取り組んでいただきたいもしくは、もうすでにある場合はその紹介をしていただきたいんですけども、このこの点、担当課長にお伺いをいたします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。ドラマのほうは4月の3日から始まる

ということで、早々にですね県外から来られるお客さんのほうも多くいるのではないかというふうに思われます。

7月に道の駅がオープンということですが、牧野公園、こちらにつきましても、現在、季節ごとに草花を楽しむことができるような公園になっておりますので、こちらのですねほうもしっかりPRして4月に来た人でも、また夏、冬と来てくれるようなこのPRとともにですね、7月にオープン、こちらの道の駅のほうにつきましても、産業振興課とも連携してそういったチラシなんかも作成して、PRのほうをしていきたいというふうに考えております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございます。チラシ等ということでしたけれども、この紙媒体だけでなくですねネット広告についても少し取り組んでいただきたいと思います。少しネット広告についてもお話をお伺いしましたが、代理店からちょっと数百万円単位の見積もりが来て実現することができなかったということなんですけど、けれども、これについて町内にもこういうネット広告というのに対応できる事業者さんが少なくとも数社あることを知っております。それほどコストはかからずできることですので、小さい単位、どれぐらいのものをやるかっていうのは、これからまた研究していただいてですね、こういうネットの広告にもぜひ取り組んでいただきたいと思います。

道の駅としてはですねターゲット層が子連れの世代ということで、やはりスマートフォンですとかデジタルで物を見ることが多いと思います。そういう世代に、チラシということになるとまた目に触れる機会が逆に少なくなる可能性もありますので、ぜひこのネット広告もちょっと研究して進めていただきたいと思いますけど、そのあたりどのようにお考えでしょうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。まず今回事業のほうでネット広告というところで、数百万円というところで実現してないというのがありますが、今回は県の補助事業のほうでですね特に受入環境強化というところで事業を進めてまいりましたが、そういった広告面につきましては補助対象のほうの額が少ないというところで、実現しなかったというところが1点あります。

それと、確かに現在ネット社会というところで広告も紙媒体から、そういったスマホでありますとかタブレットというところへ変わっ

てきているというところもありますし、県のほうもですね、今回の観光客のターゲットといたしましては、比較的若い女性こういったところをターゲットとしておりますので、そういったところに対しては十分効果があるのでないかというふうに考えております。

しかしながら私ども、こちらの方がまだ勉強が十分でないところがありますので、こうしたところもしっかりと研究しながら、また良い方法を考えていきたいというふうに思っております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

はい。なかなか、まだこのネット広告っていうのに、慣れ親しみが少ないと思うんですけれども、皆さん、ちょっとインターネットで買い物とかされることもあるかと思えますけれども、そこでちょっと想像していただきたいんですけど、1回見た商品がですね、次に別のインターネットのサイトとか開いたときに、広告でばんばん出てくるような状況というのは簡単に想像できると思うんですけれども、インターネット上でさまざまこの人がこういう情報を見たとかっていうことがもうすでにこうどんどん吸収されてですね、それに適した広告が表示されるようになってきております。

この新しくできるこの道の駅に関して、例えば子育て世代ですか、こういう年代でとかこういう性別でっていうところを指定して、そういうところにピンポイントに表示ができるというのは、ネット広告のメリット、でもあります。ですので、かけたコストに対して、見てもらう可能性が高くなるとか、そういうプラス面のメリット非常にたくさんありますので、ぜひこの辺り研究して、進めていただきたいと思えます。

この部分に関しては最後にですね佐川町に来町されたお客さんに佐川町内の飲食店をお知らせするための提案、取り組みの提案をさせていただきたいと思えます。

昨日、森議員の質問の中で牧野富太郎弁当というお話がありました。私からは、町を挙げて取り組むという意味でですね町内の飲食業者の方を巻き込むことについてのご提案です。牧野博士は、牛肉とトマトとコーヒーがお好きだったというふうに聞きました。せっかく、観光客が増える時期ですので、これらの食材をですね使用したメニューの紹介等を、観光客向けにやる事業、こういうことを、町内の飲食店と連携してやってみてはいかがでしょうかという提案です。

飲食店にとって新しいメニューの開発というのは、単にこれとこれと新しい商品を生み出すということではなくですね、その商品を作るための、そのメニューを作るための材料、これのサイクルですとか、仕入れとかそういうところに関わることで、おいそれとですね牛肉とトマトとコーヒー使って、新しいメニュー作ってくださいって言うてもなかなか、飲食店にもそれぞれの事情があると思うので難しいとは思いますが。

ただ、比較的、牛肉、トマト、コーヒーというのは飲食店の経営の中でも比較的、現状でも使っていそうというか、手に入れ、佐川町で手に入りやすい素材でもありますので、これはメニューに組み込みやすいものだと思います。で、関連メニューを開発していただいたところに、昨日答弁にもありました、飲食マップのデジタル版で、ちょっと優先的に表示をするなどの取り組みをすれば、あまりコストをかけずに、観光客や地元の方に、この新しい牧野さんっていうものの、飲食店の取り組みを紹介していくことができるのではないかと思います。

で、同時に少し予算をかけるのであれば、キービジュアルとかが入ったこの消耗品例えばペーパーナプキンとかに、箸袋とかペーパーナプキンとかにですねこのキービジュアルをプリントしたものを、こういうメニューを提供していただいているお店に渡して使っていただくということで、この一貫性というのでも生まれてくるので、低コストでこれ実現できますのでこういうの、御検討いただけますでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。おいしいものガイドについては、以前冊子で作っておりまして大変好評で今もうなくなっておりまして、この度デジタル化ができておりますので、こういった形で情報が掲載していくのかというところについては自分たちもこれからというところもありますが、デジタル化については、積極的に活用していきたいというところで考えております。

ご提案いただいた、いろいろなグッズになりますが、現在、まちづくり推進課が実施してます、牧野富太郎博士顕彰事業の中で、そういった商品というのは作っていくことができます。実際に商工会の婦人部さんも活用されたということですので、ぜひ商工会の会員さんからそういった声を上げてですね、商店街を挙げて盛り上げて

いってもらえると大変うれしいなと思っております。

当然行政としても、商工会のほうには事業のご案内はしますけども、一緒になって盛り上げていってもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

2 番（岡林哲司君）

はい。前向きな答弁ありがとうございます。商工会にもぜひですね協力いただいて、町を挙げて、このらんまんが増えてくるこの観光、観光客に対してですね、しっかりと佐川町を、PR していくように私もできることは協力させていただきたいと思いますのでぜひよろしくお願いいたします。

はい。次の質問に移りたいと思います。桜座についてお伺いをいたします。

桜座についてですけれども、令和 4 年度の当初予算で、W i - F i の設置にですね 114 万 9,500 円という予算がついておりました。

これについて現在の設置の状況をお伺いいたします。

教育次長（廣田春秋君）

はい。お答えいたします。桜座への W i - F i 設置につきまして、は、現在、来年度からの供用開始に向けて、配線とかそれから設置を進めているところです。

設置する箇所としましては、失礼しました。練習スタジオ、練習ホール、それから舞台袖、楽屋、ロビー、ホワイエとしております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

はい。貸し館内の何カ所かに設置をしていただけということなんですけども、これがこの当初予算であった中でですねこれがまだ実現できてないということなんですけども、何かこう遅くなった事情とか、そういうものがありましたら教えてください。

教育次長（廣田春秋君）

はい。お答えいたします。先ほど議員がおっしゃられた通りですね、当初、約 115 万円の予算で計画をしておりましたけれども、事業実施に当たりですね専門業者から見積もりを再徴収した結果ですね、価格が大幅に合わないというような事態が起こりまして、その見積もり等をいろいろ見直してですね、それから、もう専門業者でなくても実施できるようにですね、工法とか、それから設置する機器とかですね、そういう仕様をですね変更するということをしてま

したので、そのためちょっと時間を要したということで年度末での実施というふうになっております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

はい。大手の事業者さんをお願いをするとかなり官公庁は、見積もりを取るとかなり大幅に上乗せされた金額のものが来ることもありますので、ちょっと大変だと思うんですけども、ただ、今現在この設置の作業が進んでおって4月からは使えるようになるということですけども、ですので、この桜座という建物は文化ホールでもともとの防音がしっかり効いた建物です。で、この中にW i - F i を使えるようにするということは、もう線の中に引き込む必要があるということで、他のこういった会議室とかのようにですね、W i - F i のものを、フリーW i - F i のものとかを持ち込んで使うというのはなかなか難しい現状があって、そのことも含めて文化ホールとしてしっかりと活用できるようにということで前々から質問させていただいておりました。

4月から使えるということで、やはり使えるようになったということですね、町の広報ですとか、この桜座が持ってるS N S などを使ってですねしっかり桜座がW i - F i に対応しましたということ、町民の方にもお知らせをしていただきたいと思います。オンラインの受講や、Z o o mでの会議や、音楽のオンラインでのレッスンも受けれるようになると思います。そのあたりの告知P Rをしていただきたいと思いますがこの点いかがでしょうか。

教育次長（廣田春秋君）

はい。お答えいたします。W i - F i を設置することでですね、利用者の利便性向上いたしますし、コロナ禍を経て今議員がおっしゃられた通りですねオンラインを利用したレッスンとか会議など、こういうものも一般化したということもありますので、桜座にもそうした機能があるということをS N S とか広報誌を通じてですね積極的に周知を図りたいと思っております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

はい。前向きに取り組んでいただけるということで、ぜひよろしく願いいたします。

続いてですね、この桜座ですけども、令和5年の5月で開館25周年を迎えます。私がちょうど開館してですね2回目の成人式が私の時代の成人式で、そのころから言っても大分時間が経ってきたな

というところであります。

この25周年の年なんですけれども、今年度は今年度じゃないですね、令和5年度は、らんまんのパブリックビューイングですとか、NHKさんの番組の収録公開収録、そして25周年の記念事業、さらには今年度からですねスタッフ、桜座のスタッフの皆さんが取り組んでくれますアマチュアのミュージシャンに対して開催してます無料のロビーコンサートですとか、とにかく桜座を利用する人口ですね、交流人口が増えていくようにとにかく今のスタッフさんは頑張っているいろいろな活動をしていただいております。一生懸命取り組んでいただいています。これについてこの25周年の記念のイベント、これをやるということで、片岡町長にですね、これをどのような意気込みでバックアップしていくかというのを伺いしたいと思います。お願いします。

町長（片岡雄司君）

岡林議員の御質問にお答えをさせていただきます。私も教育委員会のほうに所属しておりましたので、岡林議員と一緒に仕事をした思い出がありまして、岡林議員の桜座に対する思いは本当に感謝しておりますし、ありがたく思っております。

岡林議員のおっしゃる通りですね、来年、令和5年度は、平成10年の桜座の開館から25周年の節目の年にであります。桜座の、桜座の存在価値を再度確認していただくという趣旨で、いろいろな自主事業を実施していくこととしております。その中でも、25周年記念イベントとしまして、町民の皆さんに、芸能や芸術を楽しんでもらえるような企画を現在検討しているところでございます。予算としましても本年度385万円を当初予算に計上させていただいております。

25周年、25年を契機にですね、これからも、町民の皆様の方、皆様にですね、芸能や文化に触れてもらうことはもちろん、芸能文化の担い手として活躍していただけるよう、予算のほかにも運営についてバックアップをしていきたいと考えております。ぜひ、岡林議員にもよろしく願いをいたします。

2番（岡林哲司君）

はい。力強い御答弁をありがとうございます。こういう文化ホールというのはですね、とてもお金がかかる施設でございます。ただ、置いているだけでも維持費はかかるという中でですね、やはりこれ

を持つ町として、しっかりとこれを活用してですね、町民の文化レベルの向上ですとかその社会学習ですね、これにしっかりと活用していただけるように期待をしております。

はい。桜座についての質問は以上で終わります。

最後の項目になりますが、自然災害への対応について、お伺いをいたします。昨年末の豪雪被害のことについて幾つかお聞きをしたいと思います。

せんだって、齋藤議員のほうから質問がありまして、ほとんどこの最初の項目については答えをいただいておりますので、この職員の出動可否の割合等についてという部分については本日ありました齋藤議員の回答と同じということで構いませんか。

総務課長（片岡和子君）

そのようにご理解いただけると助かりますよろしく願いいたします。

2 番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございます。

続いてですね雪害の大きかった農家への被害の補償について執行部のほうからも、農家への補償これだけやっていきたいと、県の補助金に上乘せして、町としてこれぐらいのことを、農家に対してしていきたいというような説明がありました。大いにこの被害の復旧ですね特に大きく被害を受けたイチゴ農家をはじめとする、農家さんへのしっかりとしたサポートをお願いしたいところであります。

その上で県の補助金の関係でですね令和4年度中になるだけ急いで復旧にあたる必要があるという話を伺っておりましたが、これについて1点確認をさせてください。この復旧作業はですね、もし令和5年度にまたいだ場合ってというのはどういうふうな対応になるのでしょうか担当課長にお伺いをいたします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。この支援策につきましては、高知県が速やかに、令和4年度予算を確保し、繰越事業として復旧できるように準備をしてくれておりますので、町としましても補正予算の議決、及び繰越承認をいただいた後、令和4年度中に発注、発生した災害復旧事業として、令和5年度に繰越事業として事業を実施し、令和5年度中には完了するということを考えております。

令和4年度中に急いでというものに関しては、イチゴなどの育苗

ハウスについては、3月中に復旧したいというところで、急いで事業を実施するという形になっております。よろしくお願いします。

2 番（岡林哲司君）

はい。それを聞いて安心をいたしました。

この令和4年度ももう残すところ1カ月を切っております。農家の皆さんは、令和5年度の生産、これに間に合うようにということで、それぞれの農家さんのご事情もあるかと思いますが、しっかりとこの復旧の補助制度がですね、皆さんに行き届いて、佐川の農作物の生産体制を復旧していただけるようにしっかりとサポートいただきたいと思い、思いますよろしくお願いします。

それでは一番最後のテーマに移ります。

今回のこの雪害に対する佐川町独自の復旧補助事業の施策は基本的には町の単独財源ということですが、こういった災害が起きた場合に国からの災害復旧にかかわる特別交付税の措置というのがあります。これが自治体の市町村というところの市に対してはですね、国から直接特別交付税がおりるということで2月3日にお隣の土佐市と、そして高知市と安芸市の市長が災害対応など、市町村の財政需要への国の支援である特別交付税の要望活動に上京したという情報を得まして、片岡町長に国や県への要望に行かれましたかという問い合わせをしました。

これについて町村は県から分配される配分をされるので要望に行く先は、県、となります。その問い合わせをした時はまだ行ってないというようなお答えでしたが、2月の半ばにですね再度確認した時にも、まだ行けてないということでした。それから急遽段取りをするということでしたが、県のほうも2月の議会が、始まる手前だったために、結局ちょっとタイミングがいろいろ合わずにですね、担当課長と副町長で2月下旬に県庁に要望に行かれたというふうに伺いました。

で、これについてさまざまところで国や県に、佐川町へ特別交付税措置をお願いしますという動きが、多数皆さん、例えば県議会議員さんですとか国会議員さんをお願いをしていく中で首長が実際に県に要望に行けてないというような状況ではやはりそういう働きをかけたり協力をしてくれようとしてくれる方々に対してはちょっと申し訳ないなというふうに、感じております。

今後そういった特別交付税の措置、要望が必要な場合は、必要な

予算規模がわかり次第、片岡町長には速やかにアポイントをとって県に要望に行っていただきたいんですけれども、この件についてどのようにお考えでしょうか。

副町長（田村正和君）

それでは岡林議員の御質問にお答えをさせていただきます。御質問、御提案といいますか、まずですね議員言われましたとおり、特別交付税のことにに関して少しちょっと内容をですね御説明をまずさせてもらいます。

特別交付税の要望につきましては市町村とともに県を通じて行うというルールになっております。特交、特別交付税ですけども、ルール分というものと特殊財政需要分というものがまずございます。

でですね今回の町、佐川町の対応をもう一度おさらいというか振り返って御説明させてもらおうと、年末、12月23日、24日、もう年末のですね、押し迫った時の災害ということがございました。その後、担当課がですね、かなり急いで情報を収集して分析して、対応の仕組みも考えていただいて、でですね、年明けて、実際にはですね、この特別交付税の高知県のほうから調査がございました。実は、特別交付税の特殊事情調書を出してくださいと。これは令和4年度の大雪への対応に関わる財政需要についてという調査がございました。で、産業振興課、それから総務課財政係が連携をしてですね仕組みを整えて、必要な経費をまとめたものを、実は1月の中、初旬にもう早速、市町村振興課のほうには提出をさせていただいております。

岡林議員言われたとおりですね市町村が市町村、町村が県の市町村振興課のほうに要望に行くということですけども、先ほど御説明をしていただいたとおり、町長のほうからですね要望というか説明に行く必要があるという指示もありましたので、日程調整をしておりました。ところがやはり相手方と、それからうちの片岡町長との日程がどうしても合わないということがありましたので最終的には、私と、担当課長であります下八川課長、2人で市町村振興課のほうに、当然今の被害に遭っている状況、面積それから品目、金額、それから今度、うち、佐川町として対応する仕組み、もちろん金額を丁寧に説明をしてまいりました。相手方は確か、市町村振興課の課長、それから財政担当のチーフ、それに加えて、環境農業推進課の課長も同席の上、2人で説明をしてですね、今回のお願いもしてまいり

ました。

ちょっと対応がもうちょっと早くというご提案をいただきましたけど、これからもですね適宜、なるべく早い対応はしていきたいと考えております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

はい。町としてもその被害の把握ですとか、失礼しました、被害の把握ですとか今回の補償に対する決定のスピード、これこういう部分に関してはすごく町一丸となってですね取り組んでいただいて、農家の方に対する補償とかも、しっかりしていただいている部分、これについても非常にすばらしいものだと思っております。

ま、ただ、その財源がですね町単独の財源なのか特別交付税になるかというところもあると思いますので、しっかり副町長のほうから、県のほうに要望に行っていたらということなんですけれども、そのスピード感を持って、また取り組んでいただけるようお願いをいたします。はい。

以上で今議会での、私が予定しておりました、すべての質問を終わりたいと思います執行部の皆様、御丁寧な答弁ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で、2 番、岡林哲司君の一般質問を終わります。

これで、今定例会に通告がありましたすべての一般質問を終了します。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

次の会議を 10 日の午前 9 時とします。

本日はこれで散会します。

散会 午後 4 時 5 分